

報告事項3

第3期愛知県特別支援教育推進計画について

このことについて、計画を策定しましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和6年2月5日

特別支援教育課



教育は
未来へつなぐ
希望の輪

第3期愛知県特別支援教育推進計画

(愛知・つながりプラン 2028)

～ 共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実 ～



2024年2月

愛知県・愛知県教育委員会

ごあいさつ

本県では、2014年3月に策定した「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」から2期10年にわたって、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等及び特別支援学校の校種ごとの特別支援教育の課題への対応や関係機関と連携した就労支援の充実など、特別支援教育の推進に向けた様々な施策に取り組んでまいりました。

その間、いわゆる「障害者差別解消法」や「医療的ケア児支援法」の施行、合理的配慮の提供の義務化、特別支援学校設置基準の制定などもあり、障害のある子供の支援環境や支援の在り方が改めて問われ、障害の有無によって分け隔てられないことがない共生社会の実現に向けた特別支援教育の一層の充実が求められています。

こうした中、これまで取り組んできた現行計画の成果を継承しつつ、新たな課題に対応するため、「第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）」を策定いたしました。

本計画では、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを推進することにより、これまでの校種間の連続性（つながり）を意識した取組をさらに一歩前へ進め、障害のある子供たちが、少しでも身近な通いやすい学校で学び、地域とのつながりの中で成長できるよう、多様な教育ニーズに対応し、連続性のある多様な学びの場を充実するための取組を展開してまいります。

引き続き関係機関がしっかりと連携・協力し、本計画に基づいた愛知県の特別支援教育の一層の充実に向けて着実に取り組んでまいりますので、関係の皆様には本計画の趣旨を十分に御理解いただくとともに、一層の御支援と御協力をお願いいたします。

2024年2月

愛知県知事
大村秀章



目 次

第 1 部 第 3 期愛知県特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け		
3	計画の策定方針		
4	計画の推進方針（四つの柱）	2
5	計画期間		
6	計画の進行管理		
7	第 2 期推進計画の取組と第 3 期推進計画策定に当たっての考え方		
8	第 3 期推進計画の概要図	4

第 2 部 第 3 期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開

第 1 章 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

I	連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実		
1	校（園）内支援体制の充実	6
2	特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援・指導の充実	9
3	個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用及び引継率の向上	11
4	教育的ニーズの変化に応じた学びの場	14
5	医療的ケアの体制整備の充実	16
6	交流及び共同学習の充実と副次的な籍に関する研究の推進	19
7	I C T の有効活用	21

II	幼稚園・保育所等		
	早期からの教育相談の充実	24

III	小中学校		
	特別支援学級や通級指導教室の適切な配置及び運用	26

IV	高等学校		
	通級による指導の充実	28

V	特別支援学校		
1	外国人等の語学支援の必要な幼児児童生徒への対応	30
2	児童生徒の心のケアの充実	32
3	外部専門家の活用	34

第 2 章 全ての教員を対象とした専門性の向上

I	特別支援教育の専門性		
1	特別支援学校教諭等免許状の保有	36
2	誰にとっても分かりやすい授業のユニバーサルデザイン化の推進	39

II	幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校		
1	特別支援教育に関する知識・理解の向上	40
2	知的発達に遅れのない発達障害等のある幼児児童生徒の支援・指導	45

III	特別支援学校		
1	特別支援教育に関する研修・研究の充実	48
2	特別支援学校のセンター的機能の強化	50

IV	市町村教育委員会、県教育委員会		
1	就学先の学校や学びの場の決定・見直しに関する研修の充実	52
2	人事交流の活性化	53

第3章 学びの場を充実するための施設・設備等の整備	55
I 合理的配慮のための基礎的環境の整備と充実	56
II 小中学校		
通級指導教室の基礎定数化の完全実施に向けた教室の拡充と適切な設置	59
III 特別支援学校		
1 特別支援学校設置基準に基づく教育環境の整備	60
2 学校の新設や校舎の増築	62
3 通学環境の改善(スクールバスの配置及び更新、通学区域の見直し)	64
4 一人一人の学びを保障する学習環境の整備	66
5 ICT機器の配備に伴う通信環境の充実・整備	67
6 老朽化や防災への対応	69
第4章 卒業後の生活への円滑な移行	71
I 大学等の高等教育機関との連携	72
II 関係機関と連携した就労支援		
1 キャリア教育の充実	74
2 就労先の拡大	76
III 生涯にわたりいきいきと輝く特別支援教育		
1 特別支援教育の生涯学習化	79
2 障害のある教職員が働きやすい環境づくり	81
第3部 計画の推進		
推進方策の目標	83
資料		
第2期愛知県特別支援教育推進計画(2019~2023年度)における達成状況	87
参考資料		
特別支援教育の充実に向けた動き	91
第3期愛知県特別支援教育推進計画検討会議及び策定経過	94

<第1部 第3期愛知県特別支援教育推進計画の基本的な考え方>

1 計画策定の背景

特別支援教育に関わる様々な課題を総合的にとらえ、中・長期的な視点に立った本県の特別支援教育の指針として、2014年3月に「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」を、2018年12月に「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）」を策定し、これらの計画に基づいて、特別支援教育の充実にに向けた取組を進めてきました。

この間、少子化に伴って学齢期の児童生徒数が減少する中で、通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒は大幅に増加し、特別支援学校に在籍する児童生徒も増加しています。また、社会全般の障害者に対する理解が広がり、障害者の社会参加に対する意識も高まりを見せています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機としたICT教育の加速、「特別支援学校設置基準」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定など、学校教育を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況において、障害の有無によって分け隔てられないことがない共生社会を実現するには、インクルーシブ教育システム¹を推進し、多様な教育ニーズに対応していく必要があります。そのために、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備とあわせて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実・整備が求められています。また、医療的ケアの充実やICTの有効活用なども課題となっており、これらに対応するための新たな計画が必要です。

2 計画の位置付け

「第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）」は、「あいちの教育ビジョン2025 -第四次愛知県教育振興基本計画-」の取組を具体化するものです。

3 計画の策定方針

計画の策定に当たっては、現行の第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）の成果や課題、新たに必要となる対応策などを整理し、国、市町村とも協力・連携を図りながら、県教育委員会が軸となって県全体で総合的に取り組む内容としています。

¹ インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶしくみ。

4 計画の推進方針（四つの柱）

本県の特別支援教育の現状を踏まえ、共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実に向けて、次の四つの計画の柱を設定し、取組を推進します。

- (1) 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実
- (2) 全ての教員を対象とした専門性の向上
- (3) 学びの場を充実するための施設・設備等の整備
- (4) 卒業後の生活への円滑な移行

5 計画期間

計画期間は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

6 計画の進行管理

毎年度、進捗状況を調査・分析し、様々な要因による変化や国の動向等を踏まえ、5年ごとに新たな計画の策定を行います。

7 第2期推進計画の取組と第3期推進計画策定に当たっての考え方

◆ 第2期推進計画（2019年度～2023年度）の取組

共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

⇒特別支援学校と小中高等学校が連携したモデル事業の実施

校種間の連続性（つながり）を意識した取組の展開

⇒個別の教育支援計画²及び個別の指導計画³の作成及び引継ぎ

就労支援の充実

⇒就労先の開拓及び職業コースの設置の拡大

策定後の社会状況の変化

- ・幼稚園・保育所等⁴、小中学校、高等学校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加
- ・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の増加及びその家族に対する支援に関する法律の施行
- ・ICT環境の整備拡大
- ・国連の障害者権利委員会によるインクルーシブ教育システムの確保を求める勧告



◆ 第3期推進計画策定に当たっての考え方

○ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応

- ・ 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる**条件整備**
- ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある多様な学びの場の充実・整備**

【第3期推進計画の四つの柱と主な取組】

1 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

- ・ 中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率の向上
- ・ 医療的ケアの体制や支援の強化、通学・校外学習への看護師付添い事業の推進
- ・ 副次的な籍⁵の設置に向けたモデル事業の実施

2 全ての教員を対象とした専門性の向上

- ・ 職務や経験年数に応じた体系的・実践的研修の充実
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の強化

3 学びの場を充実するための施設・設備等の整備

- ・ 特別支援学校の新設等による教室不足や長時間通学の解消
- ・ VR⁶やAR⁷の活用に向けた研究

4 卒業後の生活への円滑な移行

- ・ 社会のニーズに応じた作業学習のカリキュラムや職業技能検定の開発
- ・ 卒業後の学び直しの機会を創出するための学習支援のあり方の検討

² 個別の教育支援計画：障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的としてつくられるもの。

³ 個別の指導計画：個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもの。

⁴ 幼稚園・保育所等：認定こども園を含む。

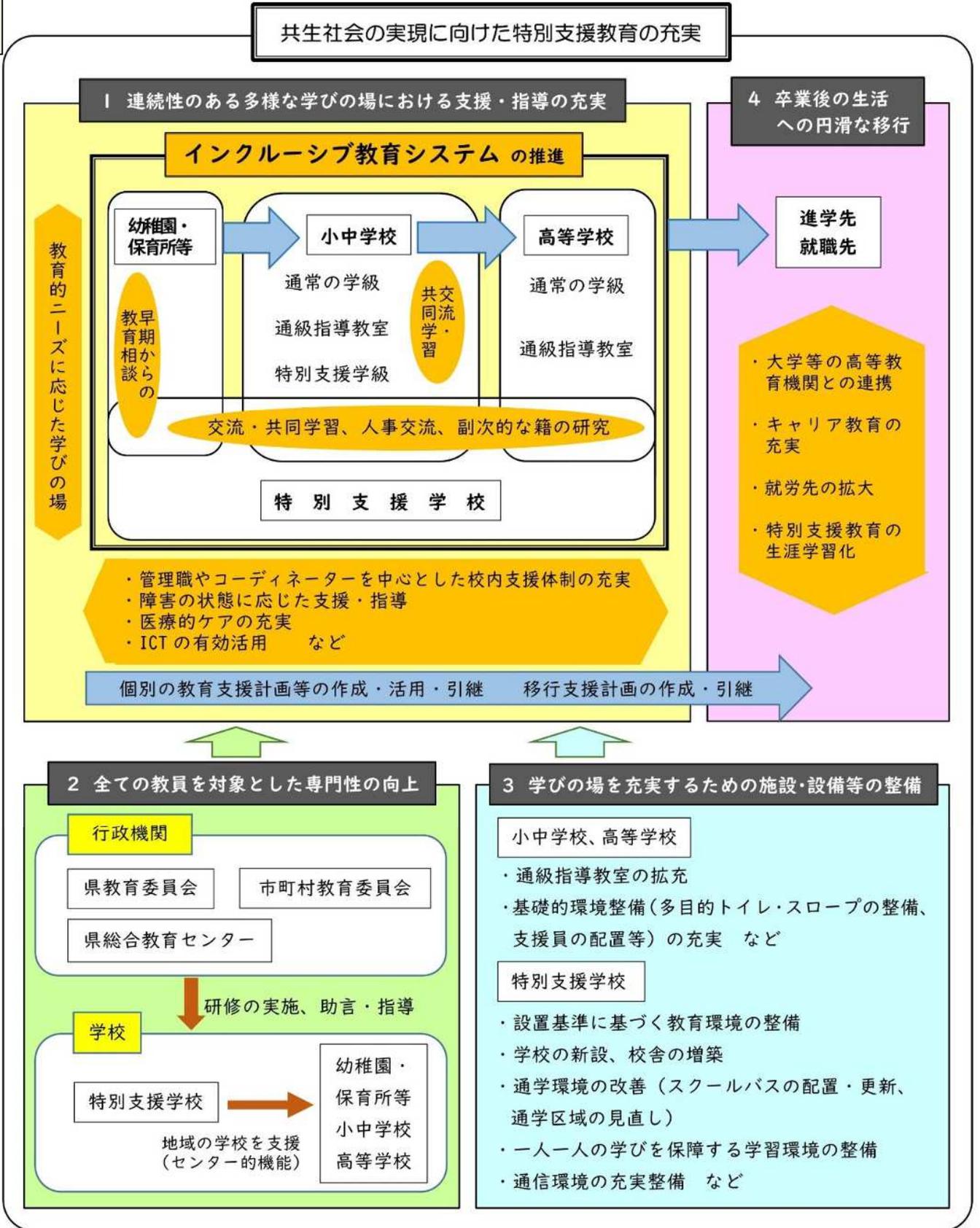
⁵ 副次的な籍：障害のある児童生徒が、居住地域の小中学校と特別支援学校の双方に籍を置き、地域の学校における「共に学び育つ機会」と特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するためのしくみ。

⁶ VR：「Virtual Reality」の略で、「仮想現実」とも呼ばれる。具体的には、専用のゴーグルで人間の視界を覆うように360°の映像を映すことで、実際にその空間にいるような感覚を得られる技術。

⁷ AR：「Augmented Reality」の略で、「拡張現実」とも呼ばれる。実在する風景に文字や映像などの視覚情報を重ねて表示し、実際の風景に新しい視覚情報を付加し、現実の世界を仮想的に拡張する技術。

8 第3期推進計画の概要図

第3期愛知県特別支援教育推進計画の基本的な考え方



<第2部 第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開>

第1章 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える支援・指導が提供できるよう、多様で柔軟なしくみの整備が重要です。そこで、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が必要となります。

また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、どの学校種においても適切な支援・指導を受けることができるよう、切れ目のない支援体制を充実することが必要です。

I 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

I 校（園）内支援体制の充実

これまでの取組

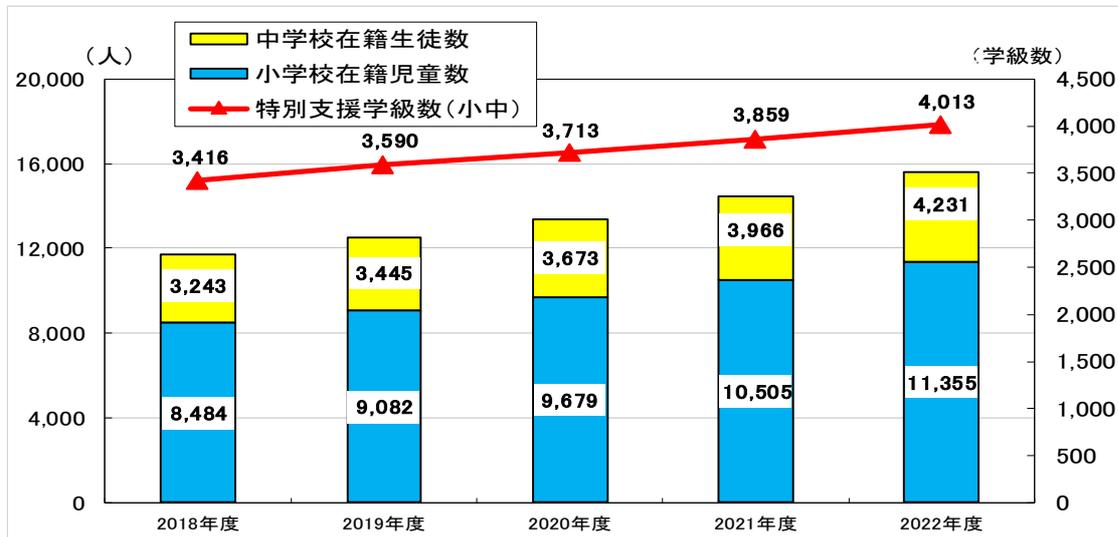
近年、特別な支援を必要とする幼児児童生徒数は増加傾向にあり、その対応が喫緊の課題となっています。

小中学校における特別支援学級数が増加する中で、特に自閉症・情緒障害学級の比率が高くなっています。また、通常の学級には、知的発達に遅れのない発達障害等のある児童生徒が在籍しており、個別の対応が必要な場合も多く、それに伴って通級指導教室数も増加しています。

<特別支援学級 学級数・在籍児童生徒数の推移>

(特別支援学級設置状況等調査)

※名古屋市を含む、私立を除く



<特別支援学級 障害種別児童生徒>

(単位:上段 人、下段 %)

障害種	知的障害	肢体不自由	病弱 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害
2022年度	7,053 45.2	398 2.6	265 1.7	41 0.3	91 0.6	70 0.4	7,668 49.2

(愛知県教育委員会調査)

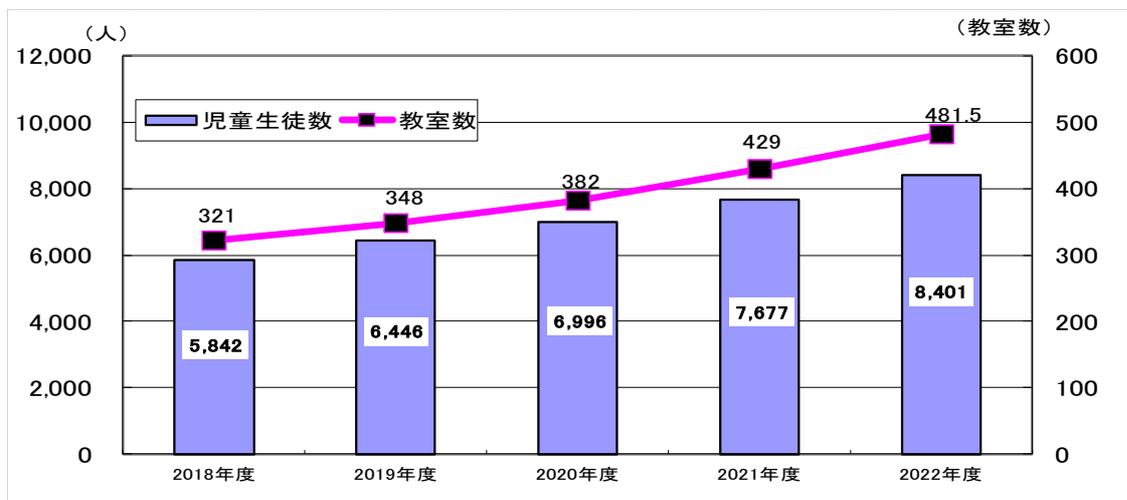
※名古屋市を含む、私立を除く

<通常の学級に在籍し、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合> (文部科学省調査)

	2012年の調査	2022年の調査
小中学校	6.5%	8.8%
高等学校	(調査なし)	2.2%

※高等学校は、公立の全日制又は定時制に在籍する生徒対象

<小中学校の通級指導教室 教室数・在籍児童生徒数の推移> (通級指導教室設置状況等調査)
※名古屋市を含む、私立を除く



校（園）内支援体制の充実のためには、管理職や特別支援教育コーディネーター¹が果たす役割が重要であるため、管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を毎年度実施し、専門性の向上を図っています。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に、個別の教育支援計画等を活用して、スクールカウンセラー²・スクールソーシャルワーカー³及び医療、福祉などの関係機関との連携強化に努めるなど、専門家とのつながりを意識した校（園）内支援体制の充実を図っています。

¹ 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

² スクールカウンセラー：児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。公認心理師の他、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士、一般社団法人日本学校教育相談学会が認定する学校カウンセラー、日本教育心理学会が認定する学校心理士、精神科医などがある。

³ スクールソーシャルワーカー：児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などが就くことが多い。（専門資格はなく、教職や福祉の経験者になる場合もある。）子供やその家庭に働きかけるだけでなく、医療機関や児童相談所、福祉事務所、警察等と連携して問題を解決に導く点に特徴がある。（スクールカウンセラーは、心理学的なカウンセリングによって問題解決を図るものであり、スクールソーシャルワーカーとは児童生徒への支援のアプローチが大きく異なっている。）

課題

- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画のさらなる活用を図るとともに、校（園）内の教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携等、これまで整備された校（園）内支援体制を有効に活用することで、幼児児童生徒の支援・指導をさらに充実させることが重要です。

推進方策

校（園）内研修の推進や保護者に対する理解啓発、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携など、それぞれの幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の実情に合わせた校（園）内支援体制のさらなる充実に努めます。

- * 一人の幼児児童生徒を組織的に支援・指導できるよう、校（園）内研修の実施やケース会議の開催等、特別支援教育コーディネーターを中心とした校（園）内支援体制の効果的な活用をさらに進めます。
- * 管理職や特別支援教育コーディネーターを中心として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を密にし、地域における特別支援教育の体制整備を進めます。
- * 幼稚園・保育所等、小中学校においては、複数の教員を特別支援教育コーディネーターに指名することによる校（園）内支援体制作りを推進するとともに、校（園）内支援体制作りのノウハウの継承や教員の資質の維持・向上に努めます。
- * 愛知県教育委員会が発行する「小・中学校における特別支援教育校内支援体制作りガイドブック」を改訂し、各研修会等を通じてその内容の理解を深めるとともに、特別支援学級等設置校の学校訪問等において校内支援体制の実情を把握し、効果的な運用についての指導・助言を行います。

2 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援・指導の充実

(合理的配慮の提供を含む)

これまでの取組

市町村教育委員会では、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育に関する指導・助言を得たり、特別支援教育推進モデル事業等を実施し、その成果や課題を生かしたりして、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援・指導が充実するよう努めています。

また、「トライアングル」プロジェクト⁴の報告を踏まえ、市町村の特別支援教育連携協議会等において、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関が連携して、一貫した支援・指導を行うよう努めています。

愛知県教育委員会では、小中学校に対しては教育事務所や市町村の特別支援教育担当指導主事の会議等をはじめ、各研修、学校訪問等において、県立高等学校に対しては地区別特別支援教育コーディネーター研修会等において、特別な支援を必要とする児童生徒に対する合理的配慮に関する理解を深めるよう呼びかけています。

また、半田市（2019・2020年度）と小牧市（2021・2022年度）の中学校と県立高等学校をモデル研究校として、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の支援・指導の充実等について研究を行いました。

課題

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じて、支援・指導の内容や方法の工夫を組織的かつ計画的に行うために、全ての教員が合理的配慮等に関する共通理解を持つとともに、教員間の連携に努めることが重要です。
- 特別支援教育推進モデル事業の取組を生かし、継続して中高連携の研究と実践に取り組むことが重要です。
- 合理的配慮については、合意形成を図った上で決定し、提供することができるよう、本人・保護者を含めた全ての関係者の理解をさらに深めることが必要です。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に一貫した支援・指導を行うため、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関のネットワークの強化が必要です。

⁴ 「トライアングル」プロジェクト：支援が必要な障害児及びその保護者が、地域で切れ目のなく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省が2017年12月に発足させたプロジェクト。

推進方策

(1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導に取り組みます。

- * 全ての教員が、幼児児童生徒一人一人に応じて、合理的配慮を含む必要な支援・指導の内容を検討することができるよう、各種研修等を通して指導・助言を行います。
- * 特別の教育課程を編成する際、個別の教育支援計画を活用して、障害の状態等を踏まえた教育課程が編成されるよう、各種研修等を通して指導・助言を行います。
- * 特別支援教育推進モデル事業「中高連携特別支援教育推進校研究」における半田市と小牧市の中高連携の研究成果を、市町村教育委員会や県立高等学校へ周知し、教員の指導力向上を図ります。
- * 特別な支援を必要とする生徒の中学校卒業後の進路選択に際し、全ての教員が適切な支援・指導が行えるよう、各種研修等を通して働きかけるとともに、県立高等学校入学者選抜における障害等のある志願者に対する受検上の配慮について、一層の周知を図ります。

(2) 学校と家庭、地域、関係機関との連携強化や市町村の特別支援教育連携協議会等の機能の充実のため、愛知県特別支援教育連携協議会で取組などを検討し、市町村教育委員会に提言をします。

(3) 特別な支援を必要とする幼児の教育内容の充実を図る幼稚園・保育所等（私立を含む）を、要請に応じて支援します。

(4) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする小中高等学校（私立を含む）を、要請に応じて支援します。

3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用及び引継率の向上

これまでの取組

学校では、家庭、地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点に立って幼児児童生徒への支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し、活用に努めています。また、各教科等の指導に当たって、個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、活用に努めています。

特に、小中学校の特別支援学級、小中学校及び高等学校の通級指導教室の児童生徒については、2018年8月に学校教育法施行規則が改正され、個別の教育支援計画の作成が義務付けられたことから、現在の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率は、ほぼ100%となっています。

愛知県教育委員会では、特別支援教育課のウェブページに、合理的配慮についても記載できるようにした個別の教育支援計画等の様式を掲載しています。また、毎年1月に市町村教育委員会に向けた依頼文書「個別の教育支援計画等の作成及び高等学校等への引き継ぎについて」を発出し、支援情報の引継ぎの必要性を周知しています。

さらに、半田市（2019・2020年度）と小牧市（2021・2022年度）の中学校と県立高等学校をモデル研究校として、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の支援情報の引継方法や活用等についての研究を行いました。

こうした取組によって、中学校から高等学校への支援情報の引継件数は、年々増加しています。

<支援情報の引継件数>

（単位：上段 件、下段 %）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
公立中学校→高等学校	812 44.6	988 49.4	1,056 65.1	1,193 68.6	1,528 75.5

（愛知県教育委員会調査） ※名古屋市立中学校を除く

課題

- 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率の向上を図り、適切な活用を進める必要があります。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保護者に対し、支援情報の共有や引継ぎの必要性を伝え、計画の作成・活用についての理解を得ることが必要です。
- 特別支援教育推進モデル事業の取組を生かし、継続して中高連携の研究と実践に取り組むことが重要です。

推進方策

(1) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成状況に関する調査を引き続き実施し、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒の計画作成を促進していきます。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな支援・指導を行ううえで重要なツールであることから、それぞれの計画に対する教員の認識をさらに高めるとともに、作成の必要性を保護者に伝え、積極的な参画を促します。

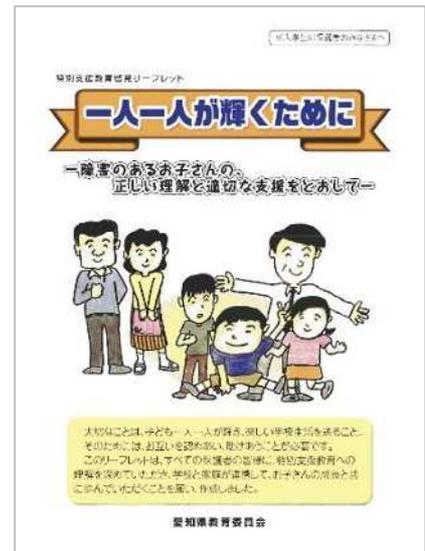
- * 愛知県教育委員会が発行する「小・中学校『個別の教育支援計画』作成ガイドブック」の内容を教員に周知し、個別の教育支援計画の重要性に対する認識を高めるよう働きかけます。
- * 幼児児童生徒の教育的ニーズを的確に把握するためには、保護者の理解と協力が大切になります。愛知県教育委員会が発行する個別の教育支援計画啓発リーフレット「支援がつながる個別の教育支援計画を始めましょう」等を活用し、計画の作成や活用、引継ぎ等に関する保護者の理解を得るとともに、積極的な参画を促します。

(2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援情報を進学先や就職先へ確実に引き継ぐことができるよう、幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校と関係機関との連携を強化します。また、支援情報の引継ぎに関するリーフレット等を幅広く紹介し、保護者とも連携して切れ目のない支援の充実に努めます。

- * 愛知県教育委員会が発行する特別支援教育啓発リーフレット「一人一人が輝くために」、個別の教育支援計画啓発リーフレット「支援がつながる個別の教育支援計画を始めましょう」等の資料を活用し、保護者の特別支援教育への理解を深め、学校と家庭との連携がより良いものとなるよう、引き続き啓発していきます。



<個別の教育支援計画啓発リーフレット>



<特別支援教育啓発リーフレット>

* 愛知県特別支援教育連携協議会等の会議において、家庭、地域、医療、福祉、保健等の関係機関との連携の在り方について協議します。また、スムーズな連携のためのツールとして、個別の教育支援計画や個別の指導計画の有効活用を推進します。

* 幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の連携を密にして、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の情報を共有する方法について工夫します。例えば、小学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園・保育所等に出向き、特別な支援を必要とする幼児の様子を観察するなどして、校種間で情報を共有するよう働きかけます。

(3) 中学校から高等学校への支援情報の円滑な引継ぎを目的とした研究の成果を普及することで、中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率をさらに向上させます。

* 特別支援教育推進モデル事業「中高連携特別支援教育推進校研究」における半田市の取組（2019・2020年度）、小牧市の取組（2021・2022年度）の成果の周知・活用に努めることにより、支援を必要とする生徒が切れ目なく支援を受けることができるようにします。

* 愛知県教育委員会が発行するリーフレット「未来の扉を開こう」を改訂し、内容の充実を図ります。また、これを活用して、中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒一人一人の実情に合わせた進路指導を進めるとともに、生徒の進路先に個別の教育支援計画等を引き継ぐよう働きかけます。

* 市町村教育委員会、中学校、県立高等学校と連携して、個別の教育支援計画の引継ぎのルール化を図る等、中学校までの支援情報を確実に高等学校へ引き継ぐ体制作りを進めます。**新規**



<特別な支援を必要とする
中学生の進路指導リーフレット>

4 教育的ニーズの変化に応じた学びの場

これまでの取組

愛知県教育支援委員会では、一人一人の幼児児童生徒の教育的ニーズの変化に応じて学びの場の見直しを図られるよう、教育支援の現状と課題について協議しています。その内容を、市町村教育委員会における特別支援教育の担当者に周知することにより、市町村の教育支援委員会等における協議の充実を図っています。

また、市町村の教育支援委員会等において就学後も継続した教育支援を行うことが重要であることから、市町村に毎年度、支援を継続するよう働きかけています。その結果、新学齢児童生徒のうち、就学後に継続支援する児童生徒の割合は徐々に増加してきています。

<市町村の教育支援委員会等において継続支援する新学齢児童生徒の割合> (単位：%)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
特別支援学校	56.3	68.3	66.0	77.2	82.1
特別支援学級	87.4	91.8	93.3	94.9	96.6

(愛知県教育委員会調査 各年度9月1日現在)

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、2021年6月に文部科学省から「障害のある子供の教育支援の手引」が発行されました。愛知県教育委員会では、この手引の要点を2023年3月に「教育支援の手引」としてまとめ、周知を図りました。

課題

- 市町村の教育支援委員会等において、特別支援学校に就学した児童生徒への継続的な教育支援を行うよう働きかけるとともに、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒の学びの場の柔軟な見直しについて、引き続き促す必要があります。
- よりインクルーシブで教育的ニーズに柔軟に対応した連続性のある学びの場が求められる中で、市町村において小中学部の特別支援学校を設置する動きが出てきており、その場合の高等部段階の学びを保障していく必要があります。

推進方策

- (1) 「障害のある子供の教育支援の手引」に基づいて、児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの場の柔軟な見直しを図られるとともに、就学後も継続した教育支援が行われるよう、市町村教育委員会との連携を深めます。

＊ 市町村教育委員会の特別支援教育推進者を対象とした会議、研修等で、毎年度、「障害のある子供の教育支援の手引」の内容を取り上げ、教育支援に関する理解を深めるとともに、教育的ニーズの変化に応じて学びの場の柔軟な見直しを図るよう促します。

＊ 市町村の教育支援委員会等に関する調査を実施し、市町村教育委員会における継続した教育支援の状況を把握します。その結果をもとに、愛知県教育支援委員会において協議を行い、協議内容を市町村教育委員会に周知します。

(2) 特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」(文部科学省)⁵の活用を検討します。**新規**

(3) 市町村が小中学部の特別支援学校を今後設置した場合には、小中学校の特別支援学級に在籍する子供を含め、引き続き高等部の段階も生まれ育った地域で学べる方策を検討します。**新規**



「学級活動」の授業場面

⁵ インクルーシブな学校運営モデル事業：障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するモデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指して行う実証的な研究。

5 医療的ケアの体制整備の充実

これまでの取組

全ての学校種において、医療的ケアの必要な幼児児童生徒が増加しています。

小中学校においては、看護師の配置等、医療的ケアの必要な児童生徒に対する支援体制を整備するに当たり、市町村教育委員会の要請に応じて愛知県教育委員会から情報提供・助言を行っています。

また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、市町村の特別支援教育推進者を対象として、小中学校における体制整備の推進を目的とした研修を2020年度と2021年度に開催し、法律の周知及び医療的ケアに関する知識の向上を図りました。

高等学校においては、医療的ケアの必要な生徒が入学するに当たって、医療的ケアを行う看護師を配置しました。

特別支援学校においては、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の増加と医療的ケアの内容の複雑化・多様化・高度化が進んでおり、校内で安全・安心な医療的ケアを行うために看護師の増員を図るとともに、人工呼吸器の管理などの高度な医療的ケアにも対応できるよう、専門的な知識や技能をもった看護師を配置しています。

また、これまで行ってきた教員や看護師を対象とした医療的ケアに関する研修に加え、2021年度からは看護師を対象に医療機器の使用実技等を含めた研修も行っています。

<医療的ケアの必要な児童生徒数と看護師数>

(単位：人)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
小中学校	児童生徒数	49	57	調査せず	87	121
	看護師数	21	25		59	60
高等学校	生徒数	0	0		0	1
	看護師数	0	0		0	2
特別支援学校	幼児児童生徒数	336	376		397	392
	看護師数	77	97		112	126

(文部科学省調査) ※名古屋市を除く

課題

- 小中学校においては、医療的ケアの必要な児童生徒の人数は増加傾向にあり、医療的ケアの内容も多様化しています。そのため、市町村教育委員会における医療的ケアの必要な児童生徒に対する支援体制を支える仕組みづくりが必要です。また、小中学校だけでなく、高等学校についても医療的ケアに関する教員研修を充実させる必要があります。

- 高等学校においては、入学前に医療的ケアの必要な生徒の有無や医療的ケアの内容を把握し、安全・安心な医療的ケアを行うために必要な環境を整備することが重要です。
- 県立特別支援学校においては、教員による医療的ケアは行っていませんが、安全・安心な医療的ケアを行っていくためには、教員と看護師との連携・協働が不可欠であり、教員も医療的ケアに関する最新の知識を学ぶ必要があります。
また、通学や校外学習の際の、看護師による医療的ケアの必要性が高まっています。
- 医療の進歩によって、医療的ケアの内容はより複雑化・多様化・高度化しており、看護師の確保と適正配置、看護師の知識や技能の向上が課題となっています。

推進方策

(1) 小中学校や高等学校を対象とした医療的ケア運営協議会の設置について検討します。

新規

- * 関係課や関係機関と連絡調整を行い、小中学校や高等学校における医療的ケアの在り方等を検討する運営協議会の設置について検討します。

(2) 医療的ケアを実施する学校からの相談や関係者との連絡調整を行う体制及び支援の強化を図ります。新規

- * 学校からの相談や関係者との連絡調整を担い、学校における医療的ケアに関する業務を包括的にコーディネートすることができる、医療的ケアの知識・経験が豊富な人材の活用について検討します。

(3) 医療的ケアの必要な幼児児童生徒に関わる教職員の専門性向上のための研修を充実します。

- * 最新の医療的ケアに関する知識等を学ぶために、担当教員、保健主事、医療的ケアコーディネーター⁶、養護教諭、看護師等を対象とする医療的ケアに関する研修を充実します。
- * 市町村教育委員会の特別支援教育推進者に対して、医療的ケアに関する法律の内容や適切な支援の在り方について、引き続き周知徹底を図ります。

⁶ 医療的ケアコーディネーター：校内における医療的ケアの安全・安心な実施に向けて、保護者や担任、副担任、看護師、養護教諭、管理職等の関係者の連携を推進し、連絡・調整を行う教員。各学校において任命している。

(4) 県立高等学校及び特別支援学校において、看護師による医療的ケア実施体制の充実を図ります。

* 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒数の増加や、ケアの複雑化・多様化・高度化に対応するため、看護師を増員し、適切な医療的ケアが実施できるようにします。

(5) 県立高等学校において、入学直後から円滑に医療的ケアが実施できるよう、看護師の待機場所や医療的ケアルームの設置などの環境整備に努めます。

(6) 県立特別支援学校において、通学や校外学習の際に看護師が付添い、医療的ケアを実施する取組を進めます。**新規**

* 通学や校外学習におけるモデル事業を拡充し、その成果を踏まえて、医療的ケアの必要な幼児児童生徒が在籍する全ての学校で実施できるよう努めます。



施設内学級における授業場面

6 交流及び共同学習の充実と副次的な籍に関する研究の推進

これまでの取組

インクルーシブ教育システムを推進するため、小中学校、高等学校と特別支援学校の学校間における交流及び共同学習により、障害のある子供と障害のない子供の相互理解の促進を図っています。その中で、障害のある子供も障害のない子供も経験を深め、豊かな人間性を育てています。

愛知県教育委員会では、特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の機会拡充を図るために、児童生徒の居住地の小中学校と協力し、2017年度からモデル事業を実施しています。それぞれの障害種での取組の様子や成果と課題を報告書にまとめ、小中学校や特別支援学校に周知を図っています。

<モデル事業>

障害種	期間	研究指定校	研究協力校
肢体不自由	2017 ～2020年度	豊橋特別支援学校 ひいらぎ特別支援学校	豊橋市立高師台中学校 碧南市立棚尾小学校
視覚障害	2019 ～2022年度	名古屋盲学校 岡崎盲学校	大府市立石ヶ瀬小学校 安城市立桜井小学校
知的障害	2022年度～	豊川特別支援学校	蒲郡市立塩津小学校

課題

- 交流及び共同学習の推進のためには、法令等における交流及び共同学習の位置づけや実践事例についての周知を図るとともに、特別支援学校と市町村教育委員会、小中学校、高等学校の連携を強化する必要があります。
- モデル事業で得られた成果や課題をもとに、障害のある子供と障害のない子供の相互理解を深める取組を一層推進し、交流及び共同学習の機会の拡充を図る必要があります。また、特別支援学校に在籍する児童生徒とその児童生徒が居住する地域とのつながりを維持するため、居住する地域の小中学校にも籍を置く副次的な籍の活用を進める必要があります。

推進方策

- (1) 特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地域における交流及び共同学習の在り方を研究するモデル事業を引き続き実施し、その成果を市町村教育委員会及び各学校に周知することで、地域における交流及び共同学習の充実を図ります。

* モデル事業を実施して、教育課程や指導体制の条件整備、効果的な学習支援の在り方についての研究を進めます。特に、ICT機器の活用による効果を研究し、その成果と課題を広く情報発信します。

* 病弱特別支援学校における交流及び共同学習の在り方を研究する際には、入退院を繰り返す児童生徒や在宅で療養する児童生徒に対する支援の充実とともに、特別支援学校と居住する地域の学校の両方で学びの場を確保することなど、学ぶ機会の保障に係る仕組みづくりについても検討します。

(2) 特別支援学校と市町村教育委員会、小中学校、高等学校が連携を強化し、引き続き交流及び共同学習の推進を図ります。

* 市町村教育委員会及び小中学校の特別支援教育推進者が集まる会議、学校訪問等でこれまでのモデル事業の成果を周知します。また、交流及び共同学習の法的位置づけや目的、学校で進める際の手法等への理解を深められる機会を設け、学校全体での組織的な取組につなげていきます。

* 特別支援学校と小中学校、高等学校との学校間交流の実施状況を把握し、さらに積極的な取組となるよう、連携の強化を働きかけます。

(3) 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小中学校にも籍を置く、副次的な籍の活用について、小中学校と特別支援学校との連携の在り方を研究するモデル事業を実施します。**新規**

* 副次的な籍を活用することの意義や目的の整理、想定される課題等への対応、特に市町村教育委員会との調整をどのように進めるのかについて、他県の取組も参考にしながら研究します。

7 ICTの有効活用

これまでの取組

児童生徒用1人1台タブレットの整備により、幼児を含めてICT機器が日常的に使用できるようになったことから、個別最適な学びと社会につながる協働的な学びの実現を目指した取組を進めています。

小中学校

児童生徒の障害の実態や特性に応じたICTの活用が進み、一人一人の困難さに合わせた工夫が行われています。

高等学校

2021年度に「愛知県内の高校に在籍する病気療養中の生徒への学習支援制度」についてのリーフレットを作成しました。これは、病気やけがで長期入院、またはその後に自宅で療養している高校生を学習面で支援し、学ぶ機会を保障する制度です。この制度により、「同時双方向のオンライン授業」「病院等への訪問教育」「コーディネーター相談窓口」を活用することが可能となりました。

また、県内唯一の病弱特別支援学校である大府特別支援学校に「医教連携コーディネーター」を配置し、生徒、保護者、学校、医療関係者等からの相談を受け、入院・療養中も学習が継続できるようにしました。合わせて大府特別支援学校に、病院や自宅にいる生徒が遠隔操作で教室内に設置したタブレットの向きを変えられることができるタブレットスタンド「Kubi」を10台配備し、高等学校への貸出しを開始しました。

特別支援学校

幼児児童生徒の障害の実態や特性に応じたICTの活用が進んでおり、タブレットの読み上げ機能や音声認識文字変換システムなどを使って、各障害に対応した授業を展開しています。オンライン会議システムによって地域の小中学校とつながる交流や共同学習なども行っています。

また、普通教室で端末の画面を拡大表示するための大型ディスプレイを各学校に配備しました。

課題

○ ICTを活用した授業方法、各障害に応じた周辺機器や学習支援ソフトを使った支援方法などについて、特別支援学校の教員だけでなく、小中学校や高等学校で特別支援教育に関わる教員も研修等で実践的に学ぶ必要があります。

※ 文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（2023年度）において、「授業にICTを活用して指導する能力」について、「できる」「ややできる」と回答した教員の割合は73.5%であった。（全国平均78.1%）

小中学校

- 学習場面及び生活場面における障害の特性に応じたICTの活用実践事例について、特別支援教育担当者が情報共有や意見交換を行う場を設けるなど、ICTの活用のさらなる推進が必要です。

高等学校

- ICT機器を利用したオンラインでの学習支援について、ニーズを正確に把握することが課題となっています。また、教員だけでなく、生徒本人及び保護者にも周知し、開始するための手続を分かりやすく示すことが必要です。

特別支援学校

- 授業でICTをより活用するためには、タブレットや周辺機器等のハード面だけでなく、デジタル教科書や学習を支援するためのソフトなどについても、更新・整備を行う必要があります。

推進方策**小中学校**

特別支援教育に関する研修、会議等において、ICT活用の取組事例を紹介することにより、ICT活用の促進を図ります。

- * 特別支援学級担当教員スキル・アップ研修、通級指導担当者スキル・アップ研修等において、ICT活用をテーマにした研究協議を行います。
- * 交流及び共同学習の充実のためのモデル事業において、ICT活用による効果を研究します。

高等学校

(1) 生徒のニーズに基づいて、適切な学習支援を行います。

- * 生徒の状況等について、各学校からしっかりと聞き取りを行い、適切な支援の方策を提案できるよう努めます。

(2) 各学校に、ICT機器を利用したオンラインでの学習支援に関わる取組事例を紹介するとともに、生徒がオンラインでの学習支援を安定して受けられるよう、ICT環境の整備に努めます。

特別支援学校

(1) ICTによる学習支援に活用可能なソフトウェアの充実を図ります。

- * デジタル教科書の導入を推進するとともに、障害による困難さを軽減できる学習支援ソフトについても導入を検討し、個別最適な学びを実現していきます。

(2) 授業におけるICT活用に関する研修について啓発を行います。

- * 総合教育センター等と連携し、ICT活用に関する校内での研修方法について啓発していきます。

<参考>

○ 特別支援教育における障害に応じたICT活用例

視覚障害

視覚情報を音声（聴覚情報）や点字（触覚情報）に変換、視覚情報をその児童生徒の見やすい文字サイズやコントラストに変換

聴覚障害

聴覚情報（周囲の音・音声）とそれが表す意味内容などの情報を視覚化

肢体不自由

身体の動きや意思の表出の状態等に応じて適切な補助具や補助的手段を工夫

病弱

高速大容量通信ネットワークを病院や自宅等で使用できるようにした遠隔教育

知的障害

抽象的な事柄の理解と話し言葉によるコミュニケーションの代替に活用

発達障害

教科指導における読み書きや、思考の整理などにおける困難を軽減・解消

Ⅱ 幼稚園・保育所等

早期からの教育相談の充実

これまでの取組

愛知県教育委員会主催の幼児を対象とする早期教育相談、特別支援学校の体験入学について、市町村の広報紙等への掲載を依頼しており、早期教育相談は教育事務所ごとに実施しています。また、毎年度、各市町村における早期教育相談の実態を把握するための調査を行っています。

市町村教育委員会の特別支援教育推進者を対象とする研修会では、文部科学省発行の「障害のある子供の教育支援の手引」を活用し、市町村教育委員会での就学に関する事前の相談・支援の重要性について周知しています。また、教育相談の現状とよりよい在り方についての意見交換等を行っています。

幼稚園・保育所等においては、特別な支援を必要とする乳幼児やその保護者を対象とした相談支援体制を整備しています。

聾学校においては、聴覚障害児への早期教育を充実するため、聾学校幼稚部に聾幼児教育相談員を配置し、就学前教育相談及びことばの指導等を行っています。

愛知県総合教育センターにおいては、特別な支援を必要とする幼児とその保護者、幼稚園・保育所等の職員を対象とした特別支援教育に関する相談を行っています。

課題

- 特別な支援を必要とする乳幼児とその保護者が就学前の早期から教育相談を受けられる体制を、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して整備することが重要です。体制が充実してきている市町村がある一方で、まだ十分でないところもあるため、全ての市町村において早期教育相談体制をさらに充実させていくための取組が必要です。
- 難聴児の早期発見・早期療育をさらに進め、聞こえの程度に応じた支援が成長の各段階で提供され、途切れることがないように、関係者が協力して取り組む必要があります。

推進方策

- (1) 各市町村における早期教育相談の充実を促進するとともに、早期教育相談事業及び特別支援学校の体験入学を実施し、早期からの教育相談・支援体制の一層の充実に努めます。

* 市町村教育委員会の特別支援教育推進者等を対象に、「障害のある子供の教育支援の手引」に示されている就学に関する事前の相談・支援について継続的に周知し、徹底を図ります。また、早期教育相談体制が充実している市町村の事例を紹介し、各市町村の現状や課題等について協議する機会を設けるなど、早期教育相談体制の一層の充実に努めます。

- * 就学前の特別な支援の必要な子供の情報を的確に把握し、適切な相談・支援になげられるよう、愛知県教育委員会及び市町村教育委員会において、医療、福祉、保健等の関係機関とのネットワークを強化します。
 - * 幼稚園・保育所等における特別な支援を必要とする乳幼児とその保護者への相談・支援体制の充実を図り、発達段階や障害に応じた療育の在り方や遊び方の工夫等について、必要な支援・助言を行います。
 - * 愛知県総合教育センターにおいて、特別な支援を必要とする幼児とその保護者、幼稚園・保育所等の職員を対象とした特別支援教育に関する相談事業を引き続き実施します。
- (2) 難聴児に対する早期からの教育的支援を充実するため、医療、福祉等の関係機関との連携において重要な役割を果たしている聾幼児教育相談員の拡充を図ります。



「あそび」の授業場面

Ⅲ 小中学校

特別支援学級や通級指導教室の適切な配置及び運用

これまでの取組

特別支援学級や通級指導教室の適切な配置及び運用に向けて、毎年4月に実施している市町村教育委員会の特別支援教育推進者の教育支援をテーマとした研修において、特別支援学級や通級指導教室に関する法令、通知等についての周知を図っています。

また、毎年4月と8月に特別支援学級や通級指導教室の配置等についての調査を行っています。

さらに、学校訪問において、特別支援学級や通級指導教室の配置及び運用の現状に応じた助言を行っています。

課題

○ 特別支援学級や通級指導教室の配置及び運用に関する教員の理解を深めるため、特に次の2点についての周知が必要です。

- ・ 小中学校における特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場に関する判断は、学校や市町村教育委員会が児童生徒の教育的ニーズを整理し、必要な支援の内容を検討した上で行うことが重要であること。また、その際、本人及び保護者と学校、市町村教育委員会等との合意形成を進めることが重要であること。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導の充実を図ったり、教育的ニーズの変化を把握したりする過程において、関係者による会議等を行い、学びの場の柔軟な見直しに努める必要があること。

推進方策

特別支援学級、通級指導教室の適切な配置及び運用に取り組む小中学校や市町村教育委員会を支えるための取組を進めます。

- * 市町村教育委員会及び小中学校の特別支援教育推進者が集まる会議、学校訪問等において、文部科学省発行の「障害のある子供の教育支援の手引」及び同省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」に関し、引き続き周知を図ります。
- * 愛知県教育委員会発行の「特別支援学級を担当する教師と管理職のためのガイドブック」等を活用し、特別な教育課程の考え方や編成の手順等についての教員の理解を深め、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援・指導を進めます。

- * 小中学校や市町村教育委員会等が実施する特別支援教育に関する様々な研修や各種事業を通じて、全ての教員が特別支援教育に関する認識や理解を深めることができるよう努めるとともに、特別支援学級・通級指導教室の適切な配置及び運用を推進します。



「国語」の授業場面

IV 高等学校

通級による指導の充実

これまでの取組

2017年度に「特別支援教育モデル事業」として、「高等学校における通級による指導の制度化へ向けた研究」を開始しました。これにより、学校数を年度ごとに1校ずつ増やし、2023年度には県立高等学校6校において、通級による指導を実施しています。

<県立高等学校における通級による指導の実施校数及び指導対象生徒数の推移>

年 度	実施校数	指導対象生徒数
2017年度	1校	2人
2018年度	1校	2人
2019年度	2校	4人
2020年度	3校	29人
2021年度	4校	41人
2022年度	5校	42人
2023年度	6校	44人

課題

- 通級による指導を実施している県立高等学校では、人事交流により県立高等学校に配属となった特別支援学校の教員を中心として、全ての教員の指導力の向上を図るとともに、学校全体で通級による指導に取り組む必要があります。
- 通級による指導を開始する際に、指導の方針や進め方を明確にし、各実施校においてスムーズに指導できるようにする必要があります。
- 研究校における通級による指導の研究成果を踏まえ、地域バランス等を考慮しながら、通級による指導を実施する県立高等学校の拡大を検討する必要があります。

推進方策

(1) 通級による指導を実施している県立高等学校において、授業研究や研究協議を実施することで、通級による指導の充実を図ります。**新規**

- * 通級による指導を実施している県立高等学校において、通級による指導担当者会や研修会を実施し、各学校の授業における課題や改善に向けた取組についての情報共有と研究協議を行います。

- (2) 通級による指導を実施している県立高等学校の指導担当教員を中心とするプロジェクトチームを作り、通級による指導を新たに開始する際に各学校が参照できる手引き等の作成について検討します。**新規**
- (3) 地域バランスや教育課程を考慮しながら、通級による指導を実施する県立高等学校を順次増やしていきます。また、県立高等学校における通級による指導の円滑な実施に向けて、必要な環境等の整備に努めます。
- * 通級による指導のニーズを把握し、実施する県立高等学校を順次増やすとともに、国の定数改善に沿って通級による指導担当教員の加配等を行います。
- * 県立高等学校における支援・指導の充実が図られるよう、特別支援学校との教員の人事交流を活用して、校内の支援体制作りに努めます。

V 特別支援学校

I 外国人等の語学支援の必要な幼児児童生徒への対応

これまでの取組

本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は全国最多(10,749人:2021年5月現在)であり、今後も増加が見込まれています。

特別支援学校においても、外国人等の語学支援の必要な幼児児童生徒や保護者の増加と、多言語化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、授業における幼児児童生徒への語学支援や保護者懇談会における通訳、配付文書の翻訳などの支援を行うため、2019年度から外国人幼児児童生徒教育支援員(以下「外国人教育支援員」)を配置しています。

また、2019年度から語学支援の必要な幼児児童生徒数の多い学校に小型通訳機を配備し、外国人教育支援員が支援できない緊急時や校外での活動時にも、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにしています。

<外国人教育支援員の配置状況>

年 度	支援実施校数	幼児児童生徒数	外国人教育支援員	配置時間総数
2019年度	15校	66人	22人	1,115時間
2020年度	18校	79人	25人	1,320時間
2021年度	22校	97人	31人	1,327時間
2022年度	24校	144人	38人	1,427時間

(各年度3月現在)

<小型通訳機の配備状況>

年 度	配備校数	配備台数
2019年度	2校	6台
2020年度	2校	6台
2021年度	11校	17台
2022年度	11校	15台

課題

- 特別支援学校では、日常的に保護者との連絡や連携が欠かせないことから、通訳や翻訳によって保護者との情報共有を図ることが重要です。
- ポルトガル語、フィリピン語、スペイン語、中国語に加え、ベトナム語、ネパール語、ペルシャ語など、多言語化が進んでいることから、さらなる語学支援が必要となっています。

＜語学支援が必要な幼児児童生徒数及び必要時間数＞ (単位：人、時間)

	年 度	※					計
		ポルトガル語	フィリピン語 タガログ語	スペイン語	中国語	その他	
対象幼児 児童生徒数	2018年度	58	13	15	2	13	101
	2019年度	70	16	21	2	9	118
	2020年度	78	17	21	5	10	131
	2021年度	75	14	19	3	10	121
	2022年度	91	18	19	3	16	147
必要時間数	2018年度	1,699	389	338	58	419	2,903
	2019年度	1,968	312	490	60	215	3,045
	2020年度	2,335	280	524	70	254	3,463
	2021年度	2,319	222	437	75	245	3,298
	2022年度	2,066	270	316	95	457	3,204

※ その他：ベトナム語、ネパール語、ペルシャ語、英語
(県立特別支援学校に対する調査 各年度5月1日現在)

推進方策

外国人等の語学支援の必要な幼児児童生徒への支援体制のさらなる充実を図ります。

- * 必要な支援の状況に応じて、特別支援学校への外国人教育支援員の配置や小型通訳機の配備に努めます。
- * 外国人教育支援員等の通訳や翻訳によって、保護者と十分にコミュニケーションをとり、日常的に必要な情報共有を行うとともに、保護者の思いなどを個別の教育支援計画に反映させていきます。
- * 外国人等の語学支援の必要な幼児児童生徒の保護者に配付する就学や就労支援などの各種案内について、多言語による情報提供に努めます。 **新規**

2 児童生徒の心のケアの充実

これまでの取組

特別支援学校においても、心の問題や家庭環境等の複雑な背景を抱える児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、問題の解決に向けた支援が必要です。

そのため、2019年度から特別支援学校を担当するスクールカウンセラーを拠点校に1人配置し、2022年からは5人に拡大しています。また、スクールソーシャルワーカーも2019年から配置し、2021年からは2人に拡大しています。

スクールソーシャルワーカーの配置校にスクールカウンセラーも配置することにより、それぞれの専門性を生かしつつ、相談内容によって連携が図られるようにしています。

なお、2022年度から法律の専門家であるスクールロイヤーを任用し、法的な観点からの学校に対する支援の充実を図っています。

<スクールカウンセラーの配置>

2018年度以前	特別支援学校への単独配置なし
2019～2020年度	1人
2021年度	2人
2022年度	5人

<スクールソーシャルワーカーの配置>

2018年度以前	特別支援学校への単独配置なし
2019～2020年度	1人
2021～2022年度	2人

<スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの相談件数> (単位：件)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
スクールカウンセラー	486	334	519	1,098
スクールソーシャルワーカー	178	136	237	297

課題

- 特別支援学校には、障害に起因する悩みを抱える児童生徒、人間関係や生活環境の困難さから自分の将来に不安を抱える児童生徒が多数在籍しているため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の必要性が一層高まっています。
- 特別支援学校に配置しているスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、各学校からの相談要請への対応で多忙となっており、児童生徒の心のケアの充実やトラブル等の未然防止のために、定期的な巡回をすることが難しい状況となっています。

- 近年、いじめ、不登校、心のケアに関するトラブル等が複雑化しており、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーによる支援に加え、法的な観点からのサポートの必要性がさらに高まっています。

推進方策

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーによる児童生徒の心のケアや学校に対する支援の充実を図ります。

- * スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの拠点校への配置を拡充し、学校からの要請に応じた相談活動に加え、定期的な巡回による児童生徒の心のケアの充実を図ります。
- * スクールロイヤーを活用することにより、いじめ、不登校、心のケアに関するトラブル等の未然防止及び発生後の迅速な解決に向け、法的な観点からの学校に対する支援の充実を図ります。

3 外部専門家の活用

これまでの取組

特別支援学校においては、障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、そうした幼児児童生徒が自立と社会参加をしていくためには、特別支援学校に蓄積されたノウハウだけに頼るのではなく、医療、療育の分野や訓練法などに高い専門的知識をもつ外部の専門家や、関係機関と緊密に連携し、支援内容や方法の充実を図る必要があります。

家庭においても、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）、歩行訓練士等の専門家を活用する場合があります。保護者からは、特別支援学校における自立活動の時間においても、外部の専門家による専門性の高い支援を求める声が強くなっています。

こうした状況を踏まえ、2023年度から各学校が必要とする専門家を年6回派遣し、自立活動等での適切な支援・指導とその体制について、指導・助言を受けられるようにしています。

課題

○ 特別支援学校の教員が、専門的な知識や技能をさらに高めるためには、外部の専門家や関係機関と緊密に連携し、常に最新の知識や技能を得ながら教育を行うことが必要です。

推進方策

(1) 各特別支援学校において外部の専門家を活用し、学校全体の専門性を高め、指導内容・方法の充実を図ります。

* 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、歩行訓練士等、各特別支援学校が必要とする専門家の活用及びさらなる充実について検討します。

(2) 外部の専門家との緊密な連携によって、教員の専門性を高め、支援・指導の充実を図ります。

* 外部の専門家を講師とする校内外の研修を推進します。

第2章 全ての教員を対象とした専門性の向上

近年、特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校においては、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加が進んでいます。

そこで、どの校種においても、全ての教員に対して、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じて支援・指導を行うことのできる幅広い専門性を身に付け、向上させていくことが求められています。

I 特別支援教育の専門性

I 特別支援学校教諭等免許状の保有

(1) 小中学校

これまでの取組

免許法認定講習、大学の公開講座、通信講座などの情報を繰り返し提供することによって、特別支援学校教諭等免許状の積極的な取得を促し、免許状保有率の向上を図っています。

<特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率>

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
愛知県	22.5%	23.2%	24.4%	25.5%	25.9%
全国	30.8%	30.9%	31.2%	31.1%	31.0%

(愛知県は愛知県特別支援学級設置状況等調査、全国は学校基本調査による)

課題

- 特別支援学級の担任や通級による指導の担当教員を始めとする特別支援教育に関わる教員は、学校における特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も大きいことから、特別支援学校教諭等免許状を取得することが期待されます。
- 通常の学級にも特別な支援が必要な児童生徒が在籍していることから、特別支援学校教諭等免許状の取得に向け、通常の学級の担任も含む全ての教員の意識を高めることが必要です。

推進方策

特別支援学級の担任や通級による指導の担当教員、特別支援教育コーディネーター、市町村教育委員会の特別支援教育を担当する指導主事等に対し、免許法認定講習、大学の公開講座、通信講座などの情報を提供することによって、特別支援学校教諭等免許状の積極的な取得を促し、免許状の保有率の向上を図ります。

- * 免許法認定講習の受講者枠の拡大及び優先的受講、大学の公開講座等への協力要請を行い、特別支援学級の担任や通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率が、全国平均を上回るよう働きかけを行います。
- * 特別支援学校教諭等免許状を保有している小中学校の教員を、特別支援学級の担任や通級による指導の担当教員として積極的に活用するよう、市町村教育委員会へ働きかけます。

(2) 特別支援学校

これまでの取組

ア 公立学校教員採用選考試験における取組

(ア) 2015年度採用から

特別支援学校教諭等免許状の保有者を対象とした「特別支援教育に関する特別選考」を実施しました。

(イ) 2018年度採用から

特別支援学校教諭の区分における受験資格において、特別支援学校教諭等免許状を保有又は取得見込みでない場合は、採用後3年をめぐりに免許状の取得に必要な単位を取得し、速やかに当該免許状取得の申請をすることとしました。

(ウ) 2021年度採用から

特別支援学校教諭の区分における受験資格において、特別支援学校教諭等免許状を保有又は取得見込みを要件としました。

イ 採用後における免許状取得に向けた取組

(ア) 現職教員に対する免許法認定講習の優先的受講や県内の大学に公開講座等への協力要請を行い、取得しやすい環境整備に努めてきました。

(イ) 2017年度から2021年度まで、特別支援学校教諭等免許状を保有していない者に対しては、愛知県教育委員会が行っている免許法認定講習や大学の公開講座などを受講して当該障害種の免許状を早期に取得するよう促すとともに、各学校において、免許状取得に向けた年次計画の作成と面談を実施しました。

教員採用選考試験における要件変更、免許法認定講習及び大学の公開講座の拡充等の具体的な取組を進めることにより、2021年度に愛知県の保有率は全国平均を上回るどころまで改善しました。

<公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状取得状況>

	2014年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
愛知県	61.8%	70.2%	77.2%	84.0%	87.2%	89.9%
全国	72.5%	79.9%	83.0%	84.9%	86.5%	87.2%

※ 特別支援学校教諭等免許状を取得できない主な理由

- ・ 免許状認定講習等により、必要となる単位を取得しても、実務経験3年の要件があることから、実務経験3年未満の者は免許状の申請ができないため。
- ・ 育児休業、療養休暇、介護休暇などを取得しているため。

課題

○ 特別支援学校教諭等免許状の保有又は取得見込みを教員採用試験の受験資格としたことで、免許状の保有率は向上しましたが、特別支援学校教諭等免許状を取得できる大学が限られていることから、教員採用選考試験の志願者減少の要因の一つになっていると考えられます。

- 特別支援学校教諭等免許状の未保有者については、2021年度まで年次計画を作成し、計画的に免許取得を目指してきたことにより、特別支援学校教員が勤務する学校の当該障害種保有率が向上しましたが、保有率の低い障害種があることから、引き続き当該障害種の免許状保有率を向上させる必要があります。
- どの特別支援学校にも複数の障害を併せ有する重複障害のある幼児児童生徒が在籍していることや、人事異動により他の障害種を担当することも想定されることから、5領域（特別支援教育領域）全ての免許状を取得することが望まれます。

＜愛知県公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の保有状況＞

障害種	保有者		自立教科等 (当該障害種)		合計		非保有者		他障害種又は 自立教科等 (他障害種)		幼小中高校 教諭免許状 等のみ所有		合計		合計 人数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
視覚障害	42人	46.7%	15人	16.7%	57人	63.3%	33人	36.7%	0人	0.0%	33人	36.7%	90人		
聴覚障害	132人	59.6%	0人	0.0%	132人	56.9%	77人	33.2%	23人	9.9%	100人	43.1%	232人		
知的障害	1,887人	93.8%	1人	0.0%	1,888人	93.9%	15人	0.7%	108人	5.4%	123人	6.1%	2,011人		
肢体不自由	888人	92.4%	1人	0.1%	889人	92.5%	19人	2.0%	53人	5.5%	72人	7.5%	961人		
病弱	66人	84.6%	0人	0.0%	66人	84.6%	11人	14.1%	1人	1.3%	12人	15.4%	78人		
合計	3,015人	89.4%	17人	0.5%	3,032人	89.9%	155人	4.6%	185人	5.5%	340人	10.1%	3,372人		

※「自立教科等」とは理療（あん摩、マッサージ、指圧等）、理学療法、理容等を指す。

(2022年5月1日現在)

推進方策

(1) 特別支援学校教諭等免許状の取得又は取得見込みであることを教員採用選考試験の出願要件から外し、特別支援教育に対する熱意のある人材を広く集めるとともに、採用後は、3年を目途に取得するようにすることで、保有率の維持・向上に努めます。

* 免許法認定講習の優先的受講や大学の公開講座等への協力要請を行い、特別支援学校教諭等免許状を取得しやすい環境整備に努めます。

(2) 全ての特別支援学校の教員に対して、勤務する学校の当該障害種の免許状を取得することに加えて、他障害種の免許状を取得するよう啓発を行い、5領域（特別支援教育領域）全ての免許状取得を目指します。

* 免許法認定講習や大学の公開講座、国立特別支援教育総合研究所の免許法認定通信教育等、免許状が取得できる講座の周知を積極的に行います。

2 誰にとっても分かりやすい授業のユニバーサルデザイン¹化の推進

これまでの取組

愛知県総合教育センターにおいて、2020年度まで、自由応募研修である特別支援教育講座（ユニバーサルデザイン授業）を開設してきました。ユニバーサルデザイン授業の推進は、全ての校種において必要であるため、2021年度からは、特別支援教育に関する研修（小中学校、高等学校の初任者研修及び中堅教諭資質向上研修）の内容に取り入れています。

課題

- 障害のある幼児児童生徒の学びの充実のために、ユニバーサルデザイン化を前提とした学級経営や授業づくりを引き続き進めていく必要があります。

推進方策

- (1) 障害のある幼児児童生徒を含めた「誰にとっても分かりやすい授業」の環境整備に関する研修（色のバリアフリーを含む。）を充実します。

* 誰にとっても「分かる・できる」を保障できるように、教室環境や人間関係づくり、授業展開の工夫などを研修内容として取り上げていきます。

- (2) 愛知県総合教育センターの所員を学校に派遣して、教室環境や授業展開等に関する相談事業を実施します。

- (3) 愛知県総合教育センターが実施する研修の中で、ユニバーサルデザイン授業に関する実践事例等を紹介するなど、情報発信と周知を図ります。

* 国立特別支援教育総合研究所が公開しているインクルーシブ教育システム構築支援データベースなど、参考になる情報の紹介も積極的に行います。

¹ ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、全ての人にとって利用しやすい環境をすること。

II 幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校

I 特別支援教育に関する知識・理解の向上

これまでの取組

特別支援教育の充実に向けて、全ての教員に対し、特別支援教育に関する基礎的な知識、障害の特性等に関する理解と支援方法の工夫、合理的配慮に関する理解等の専門性が求められています。

愛知県教員育成指標¹を踏まえて、全ての校種において体系的に特別支援教育の推進に関する研修を実施できるよう、教職経験年数や職務による研修の整備を行うとともに、eラーニング講座を含む特別支援教育に関する研修講座の更新や新設により、教員の専門性の向上を目指してきました。

(1) 特別支援教育に関する研修内容

ア 職務・経験年数による研修

		幼稚園・保育所等	小中学校	高等学校
職務による研修	管理職研修	特別支援教育に係る管理職リーダーシップ向上研修		
	主任等研修	特別な支援を要する幼児の就学に関する現状と課題	特別支援教育コーディネータースキル・アップ研修 特別支援教育コーディネータースキル・アップ研修 ＜応用編＞	地区別特別支援教育コーディネーター研修会
経験年数による研修	中堅 ²	特別な配慮を必要とする幼児への指導	教育におけるユニバーサルデザイン (選択) 特別支援教育の実際	(選択) 特別な支援を必要とする生徒を取り巻く組織の在り方 高等学校における特別支援教育の実際
	3年目		【eラーニング】 発達障害の理解と支援講座	【eラーニング】 発達障害の理解と支援講座
	2年目		特別な支援を要する児童生徒への支援の在り方	特別な支援を必要とする生徒への支援の在り方
	初任者	特別な支援を必要とする幼児の理解	特別な支援を必要とする子どもへの指導	特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の在り方

¹ 愛知県教員育成指標：教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身につけるべき資質・能力を明確化するために、2017年11月10日に策定し、2022年3月に改正。

² 中堅：「中堅教諭等資質向上研修」の略。教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待できる中堅教諭等における研修。

- イ 発達障害児等基礎理解推進研修（幼・小・中・高）
- ウ 特別支援学級担当教員スキル・アップ研修（小・中）
- エ 特別支援学級担当教員初心者研修（小・中）
- オ 通級による指導担当教員スキル・アップ研修（小・中）
- カ 通級指導担当教員初心者研修（小・中・高）
- キ 発達障害児等支援・指導検討会（幼・小・中）
- ク 市町村特別教育推進者資質向上研修（市町村教委特別支援教育担当指導主事）

(2) 特別支援教育に関する研修内容（希望者）

- ア 特別支援教育講座（幼・小・中・高・特）
 - (ア) 自立活動セミナー（自閉症・情緒障害）
 - (イ) 自立活動セミナー（知的障害）
 - (ウ) 自立活動セミナー（肢体不自由）
 - (エ) アセスメントセミナー
 - (オ) ICT活用セミナー

【受講者総数】

2019年度	2022年度
140人	270人

※ 特に「自立活動セミナー（自閉症・情緒障害）」
「自立活動セミナー（知的障害）」の受講応募数が
増加傾向にある。

イ eラーニング講座「発達障害の理解と支援講座」（幼・小・中・高・特）

- (ア) 発達障害の理解
- (イ) 行動への支援
- (ウ) 感情マネジメント

【受講者総数】

2019年度	2022年度
245人	553人

また、特別支援教育体制推進事業として、小中学校に対して、愛知県総合教育センター所員によるコンサルテーション事業³を実施し、特別支援教育を中心となって進める教員の育成を図りました。

<コンサルテーション事業実施状況>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
実施地域	弥富市、田原市	豊明市、新城市	一宮市、東栄町	半田市、西尾市

³ コンサルテーション事業：愛知県総合教育センター所員が推進校である小中学校を複数回訪問し、特別支援教育を中心となって進める人材の育成を図ることを目的に、研修を通じて支援を行う事業。

さらに、愛知県総合教育センター所員を講師として、高等学校における特別支援教育に関する研修を、年間15校程度実施しました。

<高等学校における特別支援教育に関する研修実施状況>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
実施校数	12校	15校	19校	16校

課題

- 全ての教員に特別支援教育に関する専門性が求められており、初任者から管理職まで、特別支援教育に関する資質を向上するための体系的な研修を実施することが必要です。
- 経験年数の少ない教員が繰り返し学べる研修を充実する必要があります。
- 実践的な支援方法を学ぶため、講義形式だけでなく、適切な支援について具体的に考える事例検討の方法を研修に取り入れる必要があります。
- 通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒や、特別支援学級に在籍する児童生徒の数が増加していること等を踏まえ、教員がさらに児童生徒への理解を深める研修の充実を図ることが必要です。
- 幼児児童生徒の障害が多様化し、自閉症・情緒障害や知的障害により特別支援教育を受ける幼児児童生徒の数が増加していることから、障害特性や具体的な支援などについての理解を深める必要があります。
- 障害のある幼児児童生徒一人一人に対する支援を充実するために、外部機関との連携を図り、校内体制を整備する必要があります。

推進方策

(1) 愛知県教員育成指標のステージごとに、特別支援教育に関する研修を体系的に充実するよう努めます。

- * 職務に合わせた研修内容の充実に取り組みます。
- * 経験年数に合わせた研修内容の充実を図ります。
- * 時間や場所を問わず、受講者の都合のよいタイミングで学習に取り組めるeラーニング講座の充実を図ります。

- * 応募者数が多い自閉症・情緒障害や知的障害に関する特別支援教育講座については、集合研修だけでなく、オンライン研修を併用し、より多くの教員が受講できる環境の整備に努めます。
- (2) 障害による学習上または生活上の困難さを理解し、一人一人に応じた支援を行えるよう事例検討会を実施して、主体的に課題を解決できる教員の育成を目指します。
- * 事例を取り上げながら研修を行い、幼児児童生徒の目に見える様子だけでなく、その背景にあるつまずきの要因を把握する力の育成を図ります。
- (3) 特別支援学級において、各教科等で目標が異なる児童生徒を同時に支援する実践力の育成に努めます。
- * 特別支援学級担当教員初心者研修において、「学級運営」に関するグループワークを取り入れ、実践力を育成します。
 - * 特別支援学級担当教員スキル・アップ研修において、授業力の育成を図ります。
- (4) 通級による指導において、児童生徒の適切なアセスメント（見立て）を行い、具体的な指導内容を選択する能力の育成に努めます。
- * 通級指導担当教員初心者研修において、「通級指導教室の指導及び運営」を協議題としたグループワークを取り入れ、実践力を育成します。
 - * 通級による指導担当教員スキル・アップ研修において、グループワークを取り入れ、授業力の向上を図ります。
- (5) 管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした特別支援教育に関する研修を通じて、幼児児童生徒への支援と校内支援体制の充実を図ります。
- (6) 愛知県総合教育センター所員を学校に派遣して実施する研修を推進します。
- * コンサルテーション事業及び高等学校における特別支援教育に関する研修を継続します。
 - * 幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校からの要請を受けて、幼児児童生徒のアセスメント（見立て）や校内支援体制、関係機関との連携等について相談や助言を行い、特別支援教育の充実を図ります。

第2部

第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開
第2章 全ての教員を対象とした専門性の向上

* 愛知県総合教育センター内に「あいちインクルーシブ教育システムサポートセンター」を設置して研修やコンサルテーションなどを行い、さらなるインクルーシブ教育システムの推進を図ります。**新規**



ICT機器を活用した授業場面

2 知的発達に遅れのない発達障害等のある幼児児童生徒の支援・指導

これまでの取組

2022年12月に、文部科学省から「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」が公表され、通常の学級に在籍する、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で困難を示す児童生徒数の割合が10年前と比較して増加していることが明らかになりました（P.7参照）。

理由としては、特別支援教育に関する理解が進んだことや、子供たちの生活習慣や取り巻く環境の変化の影響が考えられます。

愛知県においても、特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)の在籍児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒が増加傾向にあります（P.6、28参照）。これは、愛知県総合教育センターの特別支援教育相談において、発達障害等の相談件数の割合が高いことや、子供の言動理解と具体的な支援方法についての相談内容が多くなっていることにも表れています。

こうした状況を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念に基づいた特別支援教育のさらなる推進が求められています。

<愛知県総合教育センター特別支援教育相談の障害種別割合>

障害種 年度	視覚 障害	聴覚 障害	知的 障害	肢体 不自由	病弱	言語 障害	発達障害等 (疑い含む)
2018年度	—	—	15.6%	0.6%	—	1.8%	82.0%
2019年度	0.1%	0.4%	15.3%	1.3%	—	0.2%	82.6%
2020年度	0.1%	0.8%	18.6%	1.2%	0.5%	—	78.7%
2021年度	0.1%	0.8%	20.3%	1.2%	0.4%	—	77.2%
2022年度	—	1.1%	16.0%	0.6%	0.4%	—	81.9%

知的発達に遅れはないものの、発達障害等のある児童生徒は、通常の学級にも特別支援学級にも在籍しています。したがって、全ての教員がそうした児童生徒に必要な支援を行うことが求められています。

そのため、キャリア・アップ研修、特別支援学級初心者研修、特別支援学級スキル・アップ研修、通級指導担当者初心者研修、通級による担当教員スキル・アップ研修等を実施しています。また、2020年度から3年間、愛知県総合教育センターにおいて通級による指導の充実に関する研究を行い、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の在り方についての提言を行いました。

課題

- 知的発達に遅れはないものの、発達障害等のある児童生徒の教育的ニーズは多様です。また、それぞれの学びの場での支援・指導、学びの場の見直し及び進路指導に関する相談が増加しています。管理職を始めとする全ての教員が、特別支援教育に関する理解をより一層深め、特別支援教育を担うことができるようになることが重要です。
- 発達障害等のある幼児児童生徒は、発達段階に応じて、早期から一貫した支援を行っていくことが大切です。
- 学習や生活において、発達障害等のある幼児児童生徒の特性を理解して関わることが求められています。
- 発達障害等のある幼児児童生徒が持てる力を最大限に発揮できるよう、配慮を求める本人や家族と相談をしながら、合理的配慮の提供を検討することが大切です。
- 医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図りながら、発達障害等のある幼児児童生徒に対する教育の充実を図ることが必要です。

推進方策**(1) 幼稚園・保育所等における相談・支援体制の充実を図ります。**

- * 特別支援学校のセンター的機能を活用して、早期からの支援を行います。また、愛知県総合教育センターでは、相談事業においてより専門的な知見からのアセスメントを行い、実態に即した支援を早期から行えるようにします。

(2) 発達障害等に関する研修の充実や特性の理解の促進を図ります。

- * 愛知県総合教育センターで実施する研修において、引き続き発達障害等の特性の理解や具体的な支援方法等を取り上げます。
- * 事例検討を中心とした研修を実施し、発達障害等のある幼児児童生徒の言動を理解する力を育成します。
- * 発達障害等に関するeラーニング講座を引き続き開設し、内容の充実に努めます。

* 特別支援教育コーディネーターが、校内の特別支援教育を推進する中心的な役割を果たすことができるよう、特別支援教育コーディネータースキル・アップ研修において、地域の教育資源や特別支援学校のノウハウを活用するための演習等を取り入れます。

(3) 発達障害等のある幼児児童生徒についての的確な実態把握を行い、必要に応じた合理的配慮の提供を検討します。

* 愛知県総合教育センターの相談事業において、幼稚園・保育所等や学校とともに幼児児童生徒のアセスメントを行い、実態に即した合理的配慮の提供ができるよう努めます。

(4) 教育機関と医療、福祉等の関係機関との連携を図ります。

* 市町村の教育支援委員会等において、関係機関と連携を図りながら、特別支援教育の推進を図ります。

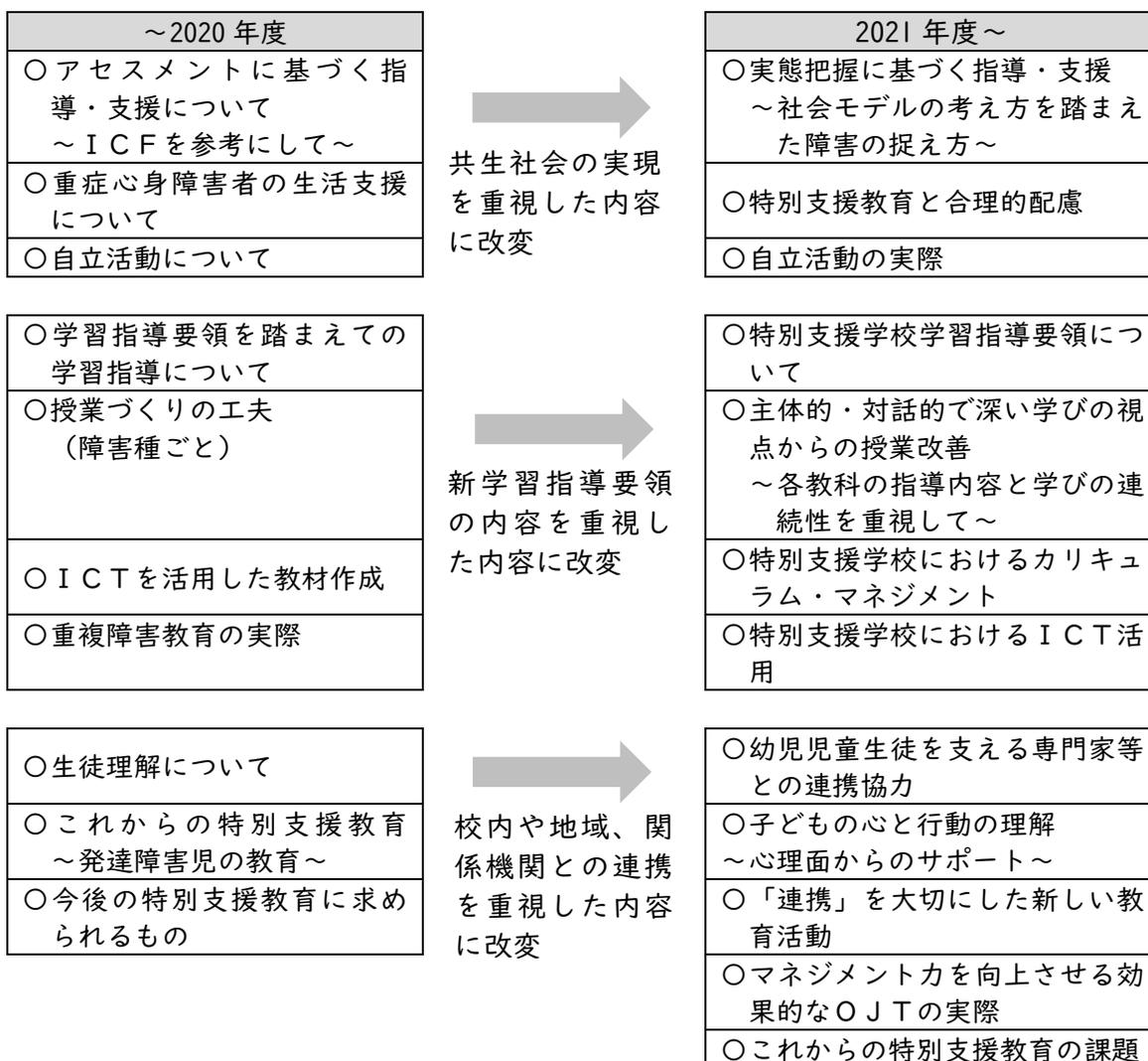
Ⅲ 特別支援学校

Ⅰ 特別支援教育に関する研修・研究の充実

これまでの取組

多様な実態を有する幼児児童生徒の支援・指導に当たっては、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分に把握するための幅広い専門的な知識が必要になります。

そのため、学校で中核的な役割を果たす中堅教諭等の研修内容を以下のように見直し、学校外の専門家を講師として招くようにしました。他障害種の状況を知る機会や教員以外の専門的な立場から知見を得る機会となり、専門性の向上を図ることができました。



課題

- 引き続き、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を把握して各教科等や自立活動における支援・指導に反映できる、専門的で幅広い知識や技術の習得が必要です。

- 障害の重度化、重複化や多様化を踏まえて、より一人一人の実態に応じた教育の充実を図ることが求められています。

推進方策

- (1) 医療・福祉・保健等の関係機関の専門家を講師とした研修を実施し、専門的な知見を日常の教育活動において活用できる教員の育成を図ります。
- (2) 幼児児童生徒一人一人の実態に応じた教育を充実するため、校内研究の推進を図ります。
- (3) 愛知県総合教育センターで実施している教育研究リーダー養成研修¹を通じて課題解決能力を育成し、所属校や他の特別支援学校などに幅広く還元できるようにします。



「自立活動」の授業場面

¹ 教育研究リーダー養成研修：理論的・実践的な教育研究を通して、課題解決能力と同僚性の構築力を身に付けたミドルリーダーの育成を目指す研修。

2 特別支援学校のセンター的機能の強化

これまでの取組

特別支援学校は、教育上の専門性を生かし、小中学校等の教員を対象とする、障害のある幼児児童生徒への理解や支援についての相談を行っています。

また、特別支援学校と小中学校の連携に関する研究を通して、特別支援学校のセンター的機能を生かした、地域の小中学校の特別支援教育の充実を図っています。

愛知県総合教育センターにおける研究調査事業の概要

「小・中学校と特別支援学校が連携して取り組む特別支援教育の充実に関する研究

ー特別支援学級におけるライフスキルを高める自立活動ー」(2017～2019)

□ 研究の目的

小・中学校と特別支援学校が連携し、特別支援学級におけるライフスキルの育成に向けた自立活動の指導について研究し、特別支援教育の充実を図る。

□ 研究の内容

小・中学校（3校）と特別支援学校（3校）の研究協力校代表委員が地域ごとにペアになって連携し、「ライフスキルトレーニングプラン」を活用した自立活動の実践を行った。そして、特別支援学級における効果的な自立活動の指導方法を明らかにした。

□ 研究の成果

研究協力校の小・中学校と特別支援学校が連携し、特別支援学級においてライフスキルトレーニングプランを用いた自立活動の実践を行い、児童生徒一人一人のライフスキルの高まりを実感することができた。特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域における特別支援教育の力を向上することができた。

「通級による指導の充実に関する研究 ー特別支援教育コーディネーターが中心となって実施する情報交換会を通してー」(2020～2022)

□ 研究の目的

通級による指導内容を通常の学級での学習や生活につなげる効果的な校内体制の在り方について研究し、通級による指導の充実を図る。

□ 研究の内容

研究協力校の小・中学校（3校）において、特別支援学校（3校）と連携し、特別支援教育コーディネーターを中心とした「情報交換会」を定期的を開催することで、よりよい校内体制の在り方について明らかにした。

□ 研究の成果

通常の学級担任と通級による指導担当者だけでなく、特別支援教育コーディネーターや学年主任等が参加して情報交換会を実施することで、より学校全体として対象児童生徒を支援しようとする意識を高めることができた。

また、障害のある児童生徒の実態が多様化しているため、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、小・中学校における適切な児童生徒理解、教育効果が期待できる通級による指導内容や手だてを明らかにすることができた。

課題

- 全ての特別支援学校において教育相談を実施していることから、特別支援学校の教育相談担当の人材育成を図る必要があります。
- 小中学校等に在籍する、障害のある幼児児童生徒の実態は多様であることから、特別支援学校と小中学校等が連携し、それぞれの学校の有する専門性を生かした支援・指導を行うことが求められています。

推進方策

- (1) 愛知県総合教育センターにおいて、特別支援学校の教育相談担当者を対象とするセンター的機能強化講座の開設や、研修内容の充実により、人材の育成を図ります。

* 専門家による講義等を通して、発達障害についての理解を深めるとともに、教育相談の技術向上を図ります。

* センター的機能強化講座の受講者が、学んだことを校内で他の教員に還元することで、特別支援学校の教育相談体制の充実を図ります。

- (2) 愛知県総合教育センターにおいて実施している教育相談の実践を、研修等を通じて特別支援学校の教員に伝達し、人材育成を図ります。

- (3) 愛知県総合教育センター所員が、特別支援学校の教育相談担当者のサポートを行い、教育相談機能の充実に努めます。**新規**

* 愛知県総合教育センター所員を幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校、特別支援学校に派遣し、教育相談の対象となる幼児児童生徒のアセスメント（見立て）やプランニング（ケースに応じた目標と計画を立てること）に関するサポートを行います。

- (4) 愛知県総合教育センターで実施する研修や研究において、特別支援学校教員と幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の教員との情報交換や情報共有を図ります。

* 自由応募研修において、特別支援学校教員と幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の教員の混合グループを形成します。

* 特別支援学校教員と幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の教員の混合グループによって、特別支援教育に関する研究を進めます。

IV 市町村教育委員会、県教育委員会

I 就学先の学校や学びの場の決定・見直しに関する研修の充実

これまでの取組

特別な支援を必要とする児童生徒の就学先を決定するしくみに関しては、学校教育法施行令の一部改正（2013年9月1日施行）を受けて、文部科学省から2013年10月に就学先の見直しに関する通知及び「教育支援資料」が発出されました。この資料を活用し、教育事務所や市町村の特別支援推進者を対象とする研修等において、教育支援に関する専門性の向上を図りました。

文部科学省の「教育支援資料」は、2021年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」として改訂され、就学先となる学校や学びの場の決定・見直しの判断において重視すべき内容の充実が図られました。その後の教育事務所や市町村の特別支援教育推進者を対象とする研修等においては、引き続きこれを活用し、教育支援に関する専門性の向上を図っています。

課題

- 小中学校及び市町村教育委員会の特別支援教育推進者の入れ替わりが毎年のようにあることから、就学先となる学校や学びの場の決定・見直しに関する実務経験が蓄積されにくく、適切な就学先や学びの場の決定・見直しを行うことが難しい場合があります。

推進方策

- (1) 文部科学省の「障害のある子供の教育支援の手引」に基づいて愛知県教育委員会が作成した「教育支援の手引」（2023年3月改訂）等を、教育事務所や市町村の特別支援教育推進者の研修等において活用し、学びの場の適切な決定・見直しについての理解が引き続き深まるようにします。
- (2) 学びの場の適切な決定・見直しが可能となるよう、児童生徒に適切な支援を行うための個別の教育支援計画及び個別の指導計画について教員が理解を深め、これらの計画を適切に作成・活用し、進学先等へ引き継ぐことができるよう、引き続き研修を実施します。

2 人事交流の活性化

これまでの取組

特別支援学校との人事交流を経験した小中学校及び県立高等学校の教員によって、地域における特別支援教育が推進されるよう、人事交流の促進を図っています。

特別支援学校との人事交流によって専門性を高めた教員が、地域の学校における特別支援教育の推進者として、主体的に取り組んでいます。

(単位：人)

年 度	小中→特	特→小中	高→特	特→高	合計
2018年度	28	4	2	1	35
2019年度	30	7	3	2	42
2020年度	30	8	1	2	41
2021年度	27	7	1	1	36
2022年度	28	7	2	2	39

課題

- 特別支援学校と小中学校及び県立高等学校との間で、教員の人事交流を積極的に行うことにより、特別支援教育に関する専門性を高めた教員を増やし、地域の学校における特別支援教育の推進者として、継続的に活躍してもらうことが必要です。

推進方策

- (1) 特別支援学校と小中学校及び県立高等学校との教員の人事交流を活性化し、地域の学校における特別支援教育の推進者となる教員の育成に一層努めます。

- * 特別支援学校と小中学校及び県立高等学校との人事交流を毎年、積極的に実施していきます。
- * 特別支援学校との人事交流を経験した教員が、人事交流を通して得た知識や技術を研修等で伝える機会を設け、地域の学校における特別支援教育の一層の推進を図ります。
- * 特別支援学校と県立高等学校との人事交流を経験した教員が中心となり、県立高等学校が特別支援教育のセンター的機能の一端を担うことができるよう努めます。

- (2) 特別支援学校との人事交流を経験した小中学校の教員が、地域の小中学校における特別支援教育を推進できるよう、市町村教育委員会へ働きかけます。

- * 特別支援学校との積極的な人事交流を進め、人事交流の経験者が地域の小中学校における特別支援教育の推進者として活躍できるよう、市町村の特別支援教育推進者を対象とする研修において、特別支援学校との人事交流で身に付けられることなど、人事交流の意義を伝えていきます。

第2部

第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開 第2章 全ての教員を対象とした専門性の向上

第3章 学びの場を充実するための施設・設備等の整備

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズや障害の特性に応じた支援・指導を行うためには、施設・設備等の整備が大変重要です。

また、小中学校、高等学校を問わず、インクルーシブ教育システムの推進のための取組として、合理的配慮のための基礎的環境を整備し、充実させていくことが必要です。

第2部

第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開
第3章 学びの場を充実するための施設・設備等の整備

I 合理的配慮のための基礎的環境の整備と充実

これまでの取組

2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、教育の場においても合理的配慮の提供が求められるようになりました。愛知県教育委員会は、市町村教育委員会及び各学校の教職員に対し、障害者権利条約や関係法令が正しく理解され、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮によって、適切な支援・指導が行われるよう努めています。

小中学校

合理的配慮を必要とする児童生徒が年々増加しており、市町村教育委員会や各学校において、様々な取組が行われています。愛知県教育委員会では、毎年度、保護者との合意形成の過程や、合意形成が困難な事例などを調査し、市町村教育委員会等から相談を受けた際に活用しています。

高等学校

2017年度に「県立高等学校の生徒に対する合理的配慮検討委員会設置要綱」を定め、個別に必要な合理的配慮について検討する「合理的配慮検討委員会」を随時開催しています。同委員会における検討を経て、障害等により特別な支援を必要とする生徒が在籍する県立高等学校において、日常生活上の介助や学習支援等を行う特別支援教育支援員の配置や基礎的な環境整備を行うことで、当該生徒の学習活動や学校生活を支援しています。

<特別支援教育支援員の配置実績>

年度	配置校数	支援生徒数	配置時間総数
2019年度	8校	11人	4,306時間
2020年度	14校	18人	5,932時間
2021年度	21校	25人	7,985時間
2022年度	23校	31人	11,982時間

<施設整備の対応実績>

年度	多目的トイレ	手すり	スロープ	階段昇降機	その他	計
2019年度	2校	3校	3校	5校	0校	13校
2020年度	2校	3校	1校	5校	4校	15校
2021年度	1校	6校	2校	7校	2校	18校
2022年度	0校	2校	2校	5校	3校	12校

特別支援学校

移動に配慮を必要とする幼児児童生徒が多く在籍する全ての肢体不自由特別支援学校と、多くの知的障害特別支援学校に、エレベーターを設置しています。また近年は、障害種にかかわらず、校舎の新增築を行う際には、エレベーターを設置しています。

<特別支援学校のエレベーター設置状況>

障害種	学校数	うち、エレベーター設置校
視覚障害	2校	0校
聴覚障害	6校	1校
知的障害	15校	12校
肢体不自由	7校	7校
知肢併置	1校	1校
病弱	1校	1校

課題

- 市町村教育委員会や小中学校によっては、合理的配慮を必要とする事例の増加とともに、配慮の内容も多岐にわたるようになり、合意形成が難航するケースが見られます。
- 県立高等学校における合理的配慮のための人的配置や基礎的環境の整備と充実について、引き続き検討していく必要があります。
- 県立特別支援学校においては、現在、エレベーターを設置している特別支援学校以外にも、車椅子利用者など移動に配慮を必要とする幼児児童生徒が在籍しているため、全ての学校にエレベーターを設置することが求められています。

推進方策

- (1) 合理的配慮に対する市町村教育委員会や小中学校の理解を深めるため、合理的配慮に関する事例集の内容を、毎年度、追加・更新していきます。
- (2) 県立高等学校に通う病気や障害のある生徒が適切な支援を受けられるよう、基礎的な環境の整備と充実を図ります。

* 県立高等学校に通う病気や障害のある生徒に対して学习上・生活上の支援を行うため、必要な施設・設備（多目的トイレ、手すり、スロープ、階段昇降機等）の整備と充実に努めます。

* 県立高等学校に通う病気や障害のある生徒に対して学習上・生活上の支援を行う、特別支援教育支援員の充実を図ります。

- (3) 県立高等学校への入学を希望する、病気や障害のある中学生・保護者等から、入学
者選抜における合理的配慮や、入学後の特別支援教育支援員などの人的配置、各種施
設・設備の物的配置などの相談を受ける窓口の設置について、検討します。新規
- (4) 全ての県立特別支援学校におけるエレベーター設置に向けて検討します。新規

第2部

II 小中学校

通級指導教室の基礎定数化の完全実施に向けた教室の拡充と適切な設置

これまでの取組

2017年度から2026年度までの10年間をかけて、通級による指導の担当教員の基礎定数化の完全実施（児童生徒13人につき、教員1人を算定）に向け、教室数を増加させています。近年では県全体で、毎年度50教室程度、増加させています。

<小中学校の通級指導教室 教室数・在籍児童生徒数の推移> P.7参照

課題

- 通級指導教室の基礎定数化により、2026年度には児童生徒13人につき1人の教員が算定されるため、増加する対象児童生徒数の状況に応じて、計画的に教員数を増加する必要があります。
- 通級による指導を必要とする児童生徒が適切な支援・指導を受けられるよう、通級指導教室の拡充と適切な設置を行うことが必要です。

<通級指導教室における教員1人当たりの児童生徒数の推移> (単位：人)

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
18.2	18.5	18.3	17.9	17.4

(通級指導教室設置状況等調査) ※名古屋市、私立を除く

推進方策

2026年度の基礎定数化の完全実施に向けた通級指導教室の拡充と適切な設置に努めます。

- * 通級による指導への需要の高まりに対応するため、引き続き小中学校における通級指導教室の増設及び担当教員の資質向上に努めます。
- * 児童生徒の教育的ニーズや必要な支援の内容に基づく適切な通級指導教室の設置について、愛知県教育委員会から市町村教育委員会に指導・助言を行います。

Ⅲ 特別支援学校

Ⅰ 特別支援学校設置基準に基づく教育環境の整備

これまでの取組

特別支援学校については、これまで学校教育法第3条に基づく独立した設置基準はなく、学校教育法施行規則において、設備編制の基本的事項のみが定められていました。

在籍者数の増加により、慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、特別支援学校の設置基準が「①特別支援学校を設置するために必要な最低の基準」とするとともに、「②地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定」することを基本方針として、2021年9月24日に公布されました。

この設置基準は、総則及び学科については2022年4月1日から、編制並びに施設及び設備については2023年4月1日から施行されました。

<特別支援学校設置基準の主な内容>

【他の学校種の設置基準と共通の内容】

◆ 構成

総則、学科、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積）

◆ 趣旨

学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆ 経過措置

編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる。

【特別支援学校に固有の内容】

◇ 高等部の学科の種類

（例）視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等

◇ 1学級の幼児児童生徒数

幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下

◇ 教諭等の数等

相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等

◇ 校舎に備えるべき施設

自立活動室等

◇ 校舎の面積

部、障害種ごとに幼児児童生徒数に応じて設定

◇ 運動場の面積

部ごとに幼児児童生徒数に応じて設定

特別支援学校設置基準の施行を踏まえ、2023年度までに、幼稚部、小中学部、高等部の全てにおいて重複障害学級を設置するとともに、1学級当たりの幼児児童生徒数についても基準どおりとする改善を図りました。

課題

- 学級の編制においては、幼稚部では異なる年齢の幼児により、また小中学部、高等部では複数の学年の児童生徒により編制している学級が一部にあるため、改善を図る必要があります。
- 施設については、校舎や運動場面積等の基準を満たしていない学校が複数あります。

推進方策

- (1) 特別支援学校設置基準（2021年9月公布）を踏まえ、順次、同じ年齢や学年で学級を編制できるよう努めます。 **新規**
- (2) 施設の増改築の際には、特別支援学校設置基準に基づき整備するよう努めます。 **新規**

2 学校の新設や校舎の増築

これまでの取組

知的障害特別支援学校の過大化による教室不足については、新たな特別支援学校の設置や校舎増築のほか、県の財政支援による市立特別支援学校の新設や校舎増築により、解消に努めてきました。

また、長時間通学については、分校舎や分教室の新設に加え、知的障害特別支援学校の学校数が増加したことにより、改善が進みました。

<知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消のための新設・増築>

年 度	学 校 等	教室不足が解消した学校
2019 年度	瀬戸つばき特別支援学校開校	春日台特別支援学校
2020 年度	みあい特別支援学校校舎増築供用開始	みあい特別支援学校
2021 年度	名古屋市立守山養護学校校舎増築供用開始	守山養護学校
2022 年度	にしお特別支援学校（知肢併置）開校	安城特別支援学校
2024 年度	名古屋市立若宮高等特別支援学校開校	名古屋市立特別支援学校（4校）

<長時間通学の解消のための新設>

年 度	学 校 等	長時間通学が解消した学校
2020 年度	豊橋特別支援学校潮風教室開設	豊川特別支援学校
2023 年度	千種聾学校ひがしうら校舎開設	千種聾学校

<学習環境の改善のための移転>

年 度	学 校	所 在 地
2024 年度	岡崎特別支援学校移転開校	岡崎市本宿町→美合町

課題

- 知的障害特別支援学校の児童生徒数は、今後も増加することが見込まれており、新たな教室不足に対応する必要があります。
- 名古屋東部地区から港特別支援学校への長時間通学を解消する必要があります。

推進方策

- (1) いなざわ特別支援学校の教室不足を解消するため、2025年9月の供用開始を目指して、校舎を増築します。**新規**

- (2) 一宮東特別支援学校の教室不足を解消するため、2026年度の供用開始を目指して、肢体不自由の小牧特別支援学校の敷地内に、知的障害の児童生徒に対応する校舎を増築します。**新規**

* 通学区域の見直しにより、一宮東特別支援学校の児童生徒の一部を小牧特別支援学校に移行します。これにより、小牧特別支援学校は、県内2校目となる知肢併置校となります。

- (3) 三好特別支援学校の教室不足を解消するため、2027年度の開校を目指して、豊田市にある「南山国際高等学校・中学校」の跡地に、知的障害特別支援学校を設置します。**新規**

- (4) 港特別支援学校の長時間通学を解消するため、2027年度の開校を目指して、名古屋市天白区にある「天白学校体育センター」の敷地内に、肢体不自由特別支援学校を設置します。**新規**

- (5) 今後、教室不足が見込まれる学校では、既存施設の活用などを検討し、教室不足の解消を図ります。

3 通学環境の改善（スクールバスの配置及び更新、通学区域の見直し）

これまでの取組

にしお特別支援学校の開校（2022年度）により、岡崎特別支援学校及びひいらぎ特別支援学校における長時間通学が緩和されました。

また、2020年度から、スクールバスでの新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、1台当たりの乗車人数を減らして運行しています。これに伴うスクールバスの増車により、運行時間を短縮することができました。

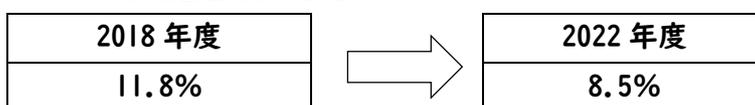
さらに、千種聾学校ひがしうら校舎の開校（2023年度）により、知多地区から聾学校に通う幼児児童の長時間通学が緩和されました。

＜2018年度以降のスクールバスの運行台数＞ (単位：台)

障害種 年度	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱
2018年度	1	—	59	33	1
2019年度	1	—	62	33	1
2020年度	1	—	62(62)	33(5)	1(1)
2021年度	1	—	62(46)	33(5)	1
2022年度	1(1)	1	64(46)	35(3)	1

※ () は新型コロナウイルス対応増車分 (外数)

＜片道60分以上かかる児童生徒の割合＞



課題

- 地理上・交通上の条件（長距離、交通渋滞等）により、スクールバスの増車だけでは時間短縮が困難なケースがあります。
- 肢体不自由特別支援学校のスクールバスの老朽化が進んでおり、更新していく必要があります。
- 通学範囲の広い盲学校や聾学校における通学環境の改善を図る必要があります。

推進方策

(1) 遠距離であることや幹線道路の混雑などの理由から、スクールバスの増車だけでは解消できない長時間通学については、県有施設、小中学校、高等学校の活用による分校・分教室の設置や、既設の特別支援学校への複数障害種の併置、通学区域の見直しを検討します。

* 特に、海部南部地域から一宮特別支援学校への長時間通学を解消するため、地域の実情に合わせた通学環境の改善方法を検討します。

(2) 肢体不自由特別支援学校のスクールバスの老朽化に対応し、毎年度、計画的に車両の更新を図ります。

(3) 通学範囲の広い盲学校や聾学校については、寄宿舎の利用状況や在籍者の居住地域を踏まえ、通学環境の改善を図る方法を検討します。



スクールバスの乗降場面

4 一人一人の学びを保障する学習環境の整備

これまでの取組

特別支援学校では、自閉症を併せ有する者や、視覚障害と知的障害を併せ有する者など、重複障害者の割合が増加傾向にあり、多様な障害の種類や状態等に応じた支援・指導が求められるようになってきました。そのため、盲学校、聾学校、肢体不自由及び病弱特別支援学校では、小中学校及び高等学校に準じた教育課程で学ぶ児童生徒の割合が少なくなっています。

毎日通学することが困難な児童生徒については、家庭や病院等へ教員が出向く訪問教育を行っています。

課題

- 重複障害の幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階、教育的ニーズに応じた、専門的な支援・指導の充実を図ることが重要です。
- 小中学校及び高等学校に準じた教育課程で学ぶ児童生徒の学習環境を整えることが必要です。
- 毎日通学することが困難な児童生徒が、在籍校での授業や行事に参加しやすい環境を整え、同世代の子供との交流や学びを充実させることが大切です。
- 障害のある幼児児童生徒は、経験が不足しがちであるため、体験的な活動を取り入れることが大切です。

推進方策

- (1) 重複障害等に応じた学習指導や指導上の配慮、評価の在り方などについて、授業研究の充実を図ります。 **新規**
- (2) 外国語活動のALT（外国語指導助手）など、特別支援学校においても多彩な外部人材の活用により、学校の教育力向上を図ります。 **新規**
- (3) 毎日通学することが困難な児童生徒の在籍校における授業参加や、児童生徒同士の交流の充実を図るため、訪問教育を行っている県立肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校への分身ロボットの整備を検討します。 **新規**
- (4) 大学や企業等と連携したVR（仮想現実）やAR（拡張現実）の活用により、幼児児童生徒の経験を広げるための研究を進めます。 **新規**

5 ICT機器の配備に伴う通信環境の充実・整備

これまでの取組

2019年から始まった国のGIGAスクール構想により、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、一人一人の資質・能力を一層確実に育成できるICT環境を実現するため、愛知県では児童生徒用1人1台タブレットを始め、障害に対応した機器、ネットワーク等の整備を進めました。

<ICT機器の配備>

年 度	タブレット	大型ディスプレイ	障害に対応した機器
2019年度	—	—	点字プリンタ、音声認識ソフト等
2020年度	5,836台	1,190台	視線入力装置、ブレススイッチ 音声文字変換システム等
2021年度	30台	—	点字プリンタ、視線入力装置等

<ネットワーク等の整備>

年 度	整備内容
2019年度	愛知エースネットの更新
2020年度	各学校LB0、BYOD回線の追加、校内アクセスポイントの増強

課題

- 児童生徒用1人1台タブレットの配備、普通教室のアクセスポイント設置は完了しましたが、特別教室、体育館等にはアクセスポイントがないため、タブレットの十分な活用が難しい状況です。また、訪問教育先でのタブレットの活用に制限がある状態です。さらに、活用が進むにつれて、通信回線のひっ迫が課題となりつつあります。

推進方策

- (1) 校内ネットワークの改善に努めます。

* さまざまな授業でタブレットが活用できるよう、アクセスポイントの整備に努めます。

- (2) 訪問教育先でのさらなるタブレットの活用が可能となる環境を整備します。

* タブレットを活用した訪問教育が円滑に実施できるよう、クラウドの活用を含む接続環境の改善に努めます。

(3) 通信回線の改善に努めます。

* 授業でのさらなるICT機器の活用やクラウドの活用に備え、通信回線の改善に努めます。

(4) 情報セキュリティの強化を推進します。

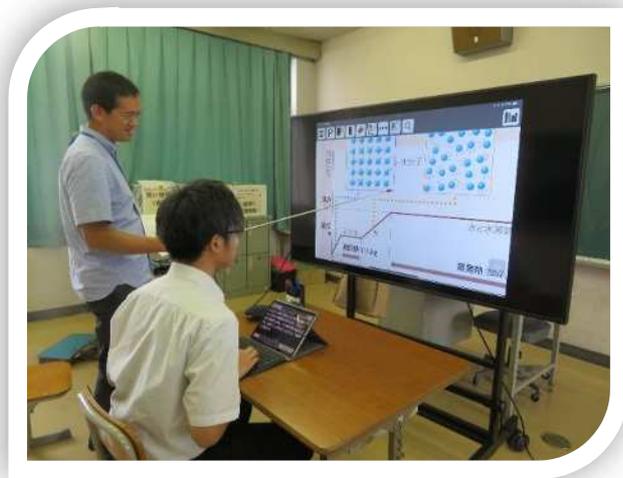
* フィルタリング機能を始めとする、クラウドを安全に活用するための環境や情報漏洩が起きない環境の整備に努めます。

(5) 教員のICT活用への支援を推進します。

* 教員を対象とするICT活用研修を実施し、ICT機器の活用スキルの向上を図ります。

(6) 児童生徒用1人1台タブレットの活用を推進します。

* タブレットの活用状況や活用事例についての調査を行い、好事例を共有することで、障害の状態や発達段階、教育的ニーズに応じた効果的なタブレットの活用を推進します。



ICT機器を活用した授業場面

6 老朽化や防災への対応

これまでの取組

2021年9月に「特別支援学校設置基準」が公布され、特別支援学校において整備すべき施設設備が明らかにされました。また、施設設備の参考となる「特別支援学校施設整備指針」では、幼児児童生徒の将来動向を十分に考慮しつつ、柔軟性を持たせた施設計画とすることが重要であるとされています。

県立特別支援学校の施設設備の整備については、合理的配慮の観点と老朽化に対応する「県立学校施設長寿命化計画」に基づき、主に以下の内容について整備を進めています。

(1) 空調設備の設置（2017年度から2020年度）

全ての特別支援学校の普通教室と特別教室に設置

(2) トイレの改修（2017年度から2021年度）

肢体不自由特別支援学校において、全てのトイレの洋式化と床の乾式化、未設置の学校への多目的トイレの設置

(3) 校舎等の大規模改修（2019年度から2029年度）

「県立学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設設備の改修等

防災については、発生が懸念されている南海トラフ地震を始めとする大規模地震等を想定し、施設面では校舎等の耐震化を行ってきました。また、設備面では、緊急地震速報受信装置の設置や聾学校への緊急通報装置（パトライト）の設置を進めてきました。

また、傾斜地に立地している岡崎特別支援学校は、学校敷地の一部が土砂災害防止法に定める土砂災害警戒区域や特別警戒区域に指定されていることから、2024年4月に移転することとしています。

課題

○ 幼児児童生徒の安全・安心を確保するために必要な施設設備の改修・改築等においては、国の設置基準等を踏まえるとともに、「県立学校施設長寿命化計画」に基づいて、計画的に進める必要があります（水道設備をはじめとしたライフライン、体育館の照明を含む）。また、作業学習等で使用する工作機械や実習機器等の老朽化への対応も必要です。

○ 人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が在籍する学校においては、災害時の対応として、医療機器のバッテリー作動時間の確認や非常用電源の確保等、適切な措置を講じる必要があります。

推進方策

(1) 「県立学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設設備の改修等を引き続き進めていきます。

第2部

第3章 学びの場を充実するための施設・設備等の整備

- (2) 全ての県立特別支援学校の体育館に空調設備を設置します。**新規**
- (3) 作業学習等で使用する老朽化した工作機械や実習機器等の更新を図ります。
- (4) 県立特別支援学校が災害時における応急避難場所として必要な機能を発揮できるよう、医療機器の電源確保について各学校で点検等を進めるとともに、必要に応じて外部電源の設置を進めるなどの改善を図ります。



「工業（金工）」の実習場面

第4章 卒業後の生活への円滑な移行

子供たちが主体的に社会に参画し、変化していく社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくためには、一人一人の障害の状態等に
応じたキャリア発達を支援していくことが必要です。それぞれが学校卒業後の生活の可能性を広げていけるよう、地域の医療、福祉、労働等の関係機関との連携によって、幼稚部や小学部段階という早期から高等部段階まで、系統的なキャリア教育を推進していくことが望まれます。

また、学校卒業後も地域の一員として豊かな人生を送り、生涯を通じて教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう支援していくことが重要です。

I 大学等の高等教育機関との連携

現状

独立行政法人日本学生支援機構の修学支援に関する実態調査（2022年5月1日現在）によると、全国の大学、短期大学及び高等専門学校に、障害のある学生¹が49,672人（全学生数の1.53%）在籍し、障害のある学生が在籍する学校数は970校（全学校数1,174校の82.6%）と報告されており、ともに増加しています。

課題

- 障害のある生徒や保護者に、大学等の情報が適切に行き届いていない状況があり、高等学校・特別支援学校と大学等の連携に課題があります。
 - ・大学等のバリアフリー環境（エレベーター、スロープの設置の有無等）
 - ・障害のある学生への支援体制（ノートテイク²、点字翻訳の有無等）
 - ・受験時の配慮の有無

- 障害のある生徒が、大学等に対し、必要とする支援について伝える力を伸ばすことが求められます。

- 障害のある生徒とその家族が、進学や将来について考えることができるよう、適切な助言を受けながら相談できる場が必要です。

推進方策

(1) 大学等と連携し、入試において障害のある生徒を対象に特別な配慮を行っている大学等やバリアフリー対応している大学等の情報を発信するとともに、進学後の支援が円滑に行われるよう努めます。

* あいちの学校連携ネット³の内容の充実を図り、活用を促進します。

¹ 障害のある学生：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生。

² ノートテイク：授業や講義等において、支援者（ノートテイカー）が難聴学生の耳の代わりになり、講義内容や友達の発言を筆記により同時通訳する。主に、手書きとパソコンを活用する二つの方法がある。

³ あいちの学校連携ネット：県内全ての大学と、高等学校・特別支援学校・公立小中学校を所管する市町村教育委員会の情報を掲載し、双方の連携した取組の実施につなげていくことを目的として2012年3月に開設したサイト。
<https://gakkourenkei.aichi-c.ed.jp>

- * 入学前に、大学等と特別支援学校が移行支援計画⁴を活用した連携を図るとともに、大学等からの要請に応じて、入学後も障害のある学生の修学サポートについて協力します。
 - * 県立高等学校において、特別な支援を必要とする生徒の支援情報について、生徒や保護者と相談のうえ、大学等に引き継ぐ方法を検討します。
- (2) 大学等へ生徒を進学させた実績のある特別支援学校の担当者が中心となり、進路指導主事の会議等において、各学校の効果的な取組や進学時の課題について協議する場を設定します。
 - (3) 特別支援学校の在校生や保護者に対して、大学等で活躍している卒業生の情報を発信することにより、生徒が進路や将来のことを考える機会を増やしていきます。
 - (4) 合理的配慮に関する合意形成が図られた事例について、県内の大学等のウェブページで紹介されるよう依頼していきます。



「総合的な学習の時間」の授業場面

⁴ 移行支援計画：特別支援学校高等部在学中から卒業後の大学等や社会参加への移行を円滑に行うための支援計画。

II 関係機関と連携した就労支援

I キャリア教育の充実

これまでの取組

県では、「キャリア教育・就労支援推進委員会」を年2回開催し、特別支援学校と労働・福祉等の関係機関が、キャリア教育及び就労支援策の検証や検討を行っています。

特別支援学校では、「キャリア教育推進事業」において、企業等の見学や就労体験を行うことで、社会的・職業的自立に向けて必要となる基本的な知識・技能・態度の向上を図っています。また、「県の機関における障害者インターンシップ事業」を活用した就労体験を行うことで、生徒の就職への意識を高めています。

また、高等部生徒の卒業後の自立と社会参加に向けた適切な支援・指導をさらに充実し、様々な業種に対応できる生徒の育成を図るため、全ての知的障害特別支援学校高等部に職業コースを設置してきました。

課題

- 社会状況の変化に応じて、より多くの児童生徒が早い段階から働くことへの興味・関心を高め、卒業後の生活の可能性を広げられるよう、「キャリア教育推進事業」における「ふれあい発見推進事業」や「チャレンジ体験推進事業」を通じて、キャリア教育のさらなる充実を図っていくことが必要です。
- 知的障害特別支援学校高等部の職業コースにおいては、地元企業と連携し、学びながら仕事への実践的な知識や経験を養うデュアルシステム型実習を行っていますが、受入企業の確保には地域差があり、今後の在り方について検討する必要があります。
- 作業学習では、長らくものづくりを中心とした作業を実施してきましたが、社会の変化により、喫茶サービスや清掃、パソコン入力等、作業の内容も多様化していることから、社会のニーズに合わせた学習内容の見直しが望まれます。
- 農福連携に取り組んでいる農業経営体や福祉事業所が年々増加しており、学校教育の段階においても、早期から取組の充実を図ることが重要です。
- 中学校や高等学校の卒業後に、生徒が適切な福祉サービスを受けられるよう配慮することが必要です。

推進方策

- (1) 「障害のある生徒の就労支援のための映像コンテンツ（動画）」や「就労支援のためのリーフレット」の活用事例の蓄積、愛知県教育委員会のウェブページへの映像の掲載等により、障害のある生徒の職業教育の充実及び企業等に対する啓発をさらに推進します。

- * 就労アドバイザー¹や特別支援学校の担当者が、生徒の障害の実態に応じた新たな実習先や就労先の開拓に当たって、映像コンテンツやリーフレットを活用し、障害のある生徒の職域の拡大に努めます。
 - * 重度の身体障害や病弱の生徒の在宅就労に向けて、映像コンテンツを活用し、実習先や就労先の開拓につながるよう企業への啓発を図ります。
 - * 小中学校や高等学校のキャリア教育においても活用できるよう、就労アドバイザーによる情報発信に努めます。
- (2) 知的障害特別支援学校高等部の職業コースにおける、地域企業と連携したデュアルシステム型実習の在り方について、関係機関や就労アドバイザー、職業コース設置校等が協議し、受入企業の拡大や実習内容の充実に向けた取組を進めます。
- (3) 特別支援学校での作業学習について、社会のニーズに応じたカリキュラムや職業技能検定の開発などを、企業や県関係部局と連携しながら進めます。また、専門的な知識や技術を有する外部人材の活用を進めます。 **新規**
- (4) 特別支援学校における「キャリア教育推進事業」のねらいや内容を見直すとともに、農福連携の視点も含めた地域の福祉施設や企業等とのさらなる連携を図り、小学部段階での見学や中学部段階での体験実習の拡充など、早期からの系統的な取組の充実を図ります。
- (5) 中学校の特別支援学級の生徒が将来の就労に向けたイメージを持てるよう、中学校の特別支援学級を担当する教員を対象とする、特別な支援を必要とする生徒に対するキャリア教育についての研修会を実施し、中学校教員の専門性の向上を図ります。
- (6) 中学校や高等学校において、特別な支援を必要とする生徒やその保護者に対し、卒業後に適切な福祉サービスが受けられるようにするための情報提供を行います。 **新規**

¹ 就労アドバイザー：障害特性を十分に把握し、学校・企業・関係機関に適切な情報提供や助言を行うことができる校長等の教員OBを就労アドバイザーとして配置。就労先・実習先の開拓、進路指導主事や関係機関との協力連携、職場定着支援等を行う。

2 就労先の拡大

これまでの取組

特別支援学校全体における就職率を上げるために、2015年度から就労アドバイザーを配置し、学校と企業や関係機関との連携強化、実習先・就労先の開拓、学校・企業・関係機関への助言等を行っています。

2022年度までに段階的に増員を図り、5校の拠点校に各1人を配置し、職場開拓の拡大及び関係機関との連携強化に加えて、包括連携協定を締結した民間企業¹と連携したテレワークによる実習や、新たな業種、就労先の開拓を進めています。

<就労アドバイザー訪問実績> (単位：箇所)

年度	訪問先		
	企業等	関係機関	計
2018年度	296	87	383
2019年度	414	375	789
2020年度	372	406	778
2021年度	395	297	692
2022年度	429	336	765

企業等：企業、就労継続支援A型事業所²

関係機関：就労継続支援B型事業所³

就労移行支援事業所⁴

障害者福祉施設、ハローワーク

障害者職業センター

障害者就業・生活支援センター

就労アドバイザーが複数の店舗を有する企業との実習等に関する調整を行うことで、各学校における情報共有や生徒の受入れに向けた手続きを円滑に進めることができ、実習先の拡大につながりました。

また、2022年度から「愛知県立特別支援学校就労促進アンバサダー⁵」を任命し、教育委員会や学校が行う就労に向けた取組を企業等に向けて発信するとともに、就労アドバイザーとの連携を図っています。

- 1 包括連携協定を締結した民間企業：愛知県教育委員会では、障害のある生徒の将来にとって有効な働き方の一つであるテレワークによる在宅就労を促進するため、テレワークに関する豊富なノウハウを有する民間企業と2021年度に「連携・協力に関する包括協定」を締結した。
- 2 就労継続支援A型事業所：一般企業に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
- 3 就労継続支援B型事業所：一般企業に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
- 4 就労移行支援事業所：就労を希望する65歳未満の障害者で、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。
- 5 愛知県立特別支援学校就労促進アンバサダー：特別支援学校の幼児児童生徒のキャリア教育及び就労について、県教育委員会が実施する施策に対する提案やテレワークによる就労支援、就労に向けた広報等を行う。

課題

- 全ての障害種に応じた就労先の拡大を図るためには、雇用する企業の障害への理解が不可欠です。企業の採用担当者が、生徒の障害の状況や必要なサポート等を具体的に把握し、障害の特性に応じた働き方をイメージできるようにしていくことが必要です。
- 生徒の就労支援のため、就労促進アンバサダーや県と包括連携協定を締結した民間企業等が就労アドバイザーと連携することで、継続的な雇用や実習先・就労先の拡大・充実を図っていく必要があります。
- 全ての障害種の特性に応じた就労支援を強化するとともに、長く働き続けるための職場定着支援の充実を図るためには、地域や企業のニーズに対応できるよう、就労アドバイザーの増員や適切な配置、効果的な活用をさらに進めることが必要です。
- 障害者雇用制度における法定雇用率の引上げ等により、障害者を受け入れる企業や障害者雇用に関心のある企業が増えてきているため、就労アドバイザーが企業での実習に向けた調整業務等を円滑に行うことができるしくみ作りと就労アドバイザーの増員が必要です。
- 「県の機関における障害者インターンシップ事業」を活用した就労体験については、生徒の就労への意識を高めるよい機会となっていますが、全ての障害種の生徒が参加して、就職を視野に入れた就労体験ができるようにすることが必要です。

推進方策

- (1) ハローワークを通して多くの企業に働きかけ、企業向けの学校見学会を開催することにより、特別支援学校の実態や生徒が必要とする支援等について具体的に伝え、障害の特性に応じた就労につなげます。
- (2) 就労促進アンバサダーや県と包括連携協定を締結した民間企業等が、開拓した企業の情報を就労アドバイザーに伝えることで、就労先のさらなる拡大を図ります。
- (3) 「県の機関における障害者インターンシップ事業」を活用して、全ての障害種の生徒が就職を視野に入れた就労体験ができるよう、関係部局に働きかけていきます。
- (4) 地域や企業のニーズに対応するため、知的障害だけでなく、全ての障害種の特性に応じた就労支援及び職場定着支援の充実を図るとともに、就労アドバイザーの地域ごとの適切な配置に努めます。

- (5) 複数の店舗を有する企業との実習等に関する調整業務について、就労アドバイザーを中心としたシステム化を図ります。また、受入れを希望する企業の増加や全ての障害種への対応のため、就労アドバイザーの増員に努めます。
- (6) 愛知労働局が主催する、企業と生徒のマッチングを図る催し等を活用して、各学校において生徒の就労に向けた取組を進めることができるよう、企業と学校をつないでいきます。

第2部

第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開 第4章 卒業後の生活への円滑な移行



「作業学習（結び織り）」の授業場面

Ⅲ 生涯にわたりいきいきと輝く特別支援教育

Ⅰ 特別支援教育の生涯学習化

現状

障害のある人々が、学校卒業後も生涯を通じて教育やスポーツ・文化などに親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要です。

障害の有無にかかわらず、一人一人が生涯にわたる学びを通じてその能力の維持向上を図り、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かしつつ共に生きることのできる「共生社会」の実現を目指し、社会活動への参加支援や、障害者のスポーツ・文化芸術活動の振興等に取り組んでいます。

課題

- 特別支援学校学習指導要領では、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら必要な資質・能力を着実に育成することが求められています。各教科等の教育活動全体を通じて生涯にわたって学ぶ意欲を高めるとともに、地域の社会施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図った教育活動を推進する必要があります。
- 障害者の社会活動への参加を推進するため、生涯を通じて多様なスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるように配慮することが重要です。
- 障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら生涯を通じて学び続けられるよう、障害者の生涯学習の機会を整備・充実することが必要です。

推進方策

(1) 生涯を通じて様々な教育の機会が得られるよう支援します。

- * 生涯学習情報システム「学びネットあいち」¹を通じて生涯学習に関する情報を提供し、社会生活を充実させるための情報収集・活用能力を育てます。
- * 社会で活躍している卒業生を取り上げ、生涯学習への意欲を高めます。

(2) オリンピック・パラリンピックや愛知県内で行われる各種大会等を契機としたスポーツの盛り上がりを活用し、児童生徒のスポーツへの関心を高める取組を進めます。

¹ 生涯学習情報システム「学びネットあいち」：生涯学習情報を総合的に提供するシステム。動画などの学習教材も提供している。 ウェブサイト <https://www.manabi.pref.aichi.jp/>

- * 2024年のパリオリンピック・パラリンピックや、2026年の第5回アジアパラ競技大会の開催を契機として、特別支援学校におけるスポーツ活動のより一層の充実を図ります。
 - * ボッチャの大会など障害のある幼児児童生徒が参加できる取組について周知し、スポーツ体験の機会を増やします。
- (3) 文化芸術に早期から触れることができるよう、特別支援学校における文化芸術の鑑賞・体験機会のより一層の充実を図り、幼児児童生徒の文化芸術に対する関心を高める取組を進めます。
- * 幼稚園・保育所等、小中学校及び高等学校と特別支援学校との作品交流や、地域の作品展・展示会における鑑賞や出展等を通して、幼児児童生徒が文化芸術活動に参加したり、接したりする機会を増やします。
 - * 文化施設における視覚障害者や聴覚障害者に対するバリアフリーの情報保障、公演等の動画配信や美術作品オンライン鑑賞会等について周知し、文化芸術に接する機会を増やします。
- (4) 卒業後の学びの機会を創出するため、市町村と連携し、教育、文化、スポーツなどの資源を活用した学習支援のあり方を検討します。**新規**
- (5) 愛知県生涯学習推進センターを中心に、障害者の生涯学習を支える人材の育成を図るとともに、市町村での取組を支援します。**新規**

2 障害のある教職員が働きやすい環境づくり

現状

障害のある生徒の卒業後の就労先として、学校や教育委員会などの教育機関で働くことができる環境を整えることが重要です。障害者が働きやすい環境は、誰もが働きやすい環境でもあります。

障害者雇用率制度における都道府県等の教育委員会の法定雇用率は、2.5%（2021年3月1日から）となっていますが、愛知県教育委員会の障害者雇用率は、2023年6月1日現在、1.6%にとどまっています。

障害者雇用率を上げる方策として、次のような取組を進めています。

(1) 教員採用選考試験の障害者選考

教員採用選考試験において、障害者大学推薦選考や障害者選考を実施しています。

また、実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験においても、障害者選考を行っています。

<教員採用選考試験の障害者選考>

	取組内容	募集人員	2020年度採用		2023年度採用	
			志願者	合格者 (採用)	志願者	合格者 (採用)
正規教員	2020年度採用から 障害者枠新設	30人程度	22人	9人 (7人)	25人	7人 (6人)
常勤講師	2019年度任用から 障害者を公募	15人程度	1人	0人	3人	0人

(2) 校務補助員の採用

2020年度から、県立学校において、データ入力や資料印刷など、教職員の校務を補助するため、障害者を対象とした校務補助員の採用を進めています。校務補助員の中には、特別支援学校の卒業生も多く採用されています。

また、2022年度からは、公立小中学校においても、同様に、校務補助員の採用が始まりました。

課題

- 障害のある生徒の卒業後の就労先の一つとなる学校が、幼児児童生徒にとって学びやすいだけでなく、教職員にとって働きやすいかどうかという視点からも見直し、環境を整えていく必要があります。
- 障害のある教職員に対して情報保障を行うための代替手段を整える必要があります。

推進方策

障害のある教職員を対象とする、働きやすさに関する調査を実施し、調査結果を踏まえて労働環境の改善を図ります。**新規**

- * 聴覚障害のある教職員への合理的配慮として、研修や会議における手話通訳など、引き続き情報保障が十分に図られるよう努めます。
- * 視覚障害のある教職員への合理的配慮として、パソコンで行う業務はスクリーンリーダーを使用できるようにし、対応できていないシステムについては改善を図ります。
- * 様々な障害のある教職員にとって働きやすい労働環境となるよう、支援の充実を図ります。**新規**



「工業（販売）」の実習場面

<第3部 計画の推進>

推進方策の目標

計画の進行管理については、目標に対する達成状況を把握するとともに、各年度の進行状況を調査・分析し、その時点における様々な要因による変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

愛知県特別支援教育連携協議会や愛知県障害者施策審議会等の関係会議で、進捗状況の確認や評価を実施することで、PDCAサイクルによる計画の進行管理を確実に進めていきます。

項目	現況		目標	
	年度	数値等	年度	数値等
第1章 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実				
I 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実				
1 校（園）内支援体制の充実				
校（園）内支援体制を支える専門研修の充実	2023	13講座実施	毎年度	講座の実施
3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用及び引継率の向上 (特別な支援を必要とする幼児児童生徒対象) ※名古屋市・私立を除く				
個別の教育支援計画作成率				
幼稚園	2022	97.8%	2028	100%
小学校		88.1%		
中学校		89.4%		
高等学校		74.0%		
(通常の学級)				
個別の指導計画作成率				
幼稚園	2022	100%	2028	100%
小学校		88.5%		
中学校		86.7%		
高等学校		81.8%		
(通常の学級)				
支援情報の引継率 ※名古屋市立中学校を除く				
公立中学校から高等学校等への引継ぎ	2023	74.8%	2028	100%
5 医療的ケアの体制整備の充実				
通学や校外学習における看護師付添い事業の実施	2023	モデル校 通学支援1校 校外学習1校	2028	対象校の拡大
6 交流及び共同学習の充実と副次的な籍に関する研究の推進				
副次的な籍にかかるモデル事業の実施	2023	—	2028	副次的な籍の導入判断
II 幼稚園・保育所等				
早期からの教育相談の充実				
早期教育相談の実施	2023	県内7会場で実施	毎年度	相談の実施

項目	現況		目標	
	年度	数値等	年度	数値等
(第1章 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実)				
Ⅲ 小中学校				
Ⅳ 高等学校				
通級による指導の充実				
通級による指導を実施している 県立高等学校	2023	6校	2028	実施校拡大
Ⅴ 特別支援学校				
1 外国人等の語学支援の必要な幼児児童生徒への対応				
外国人教育支援員の配置	2023	1,543時間	2028	必要に応じた 配置
2 児童生徒の心のケアの充実				
スクールカウンセラー(SC)、ス クールソーシャルワーカー(SSW) の配置	2023	SCを5校、 SSWを2校 の拠点校 に配置	2028	配置拡大
3 外部専門家の活用				
歩行訓練士、作業療法士等の外部 人材の配置	2023	各校に年6回 (各3時間) 配置	2028	配置拡大
第2章 全ての教員を対象とした専門性の向上				
Ⅰ 特別支援教育の専門性				
1 特別支援学校教諭等免許状の保有				
特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上 ※名古屋市・私立を除く				
小中学校の特別支援学級担任	2022	25.9%	2028	全国平均を 上回る
特別支援学校		89.9%		100%
Ⅱ 幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校				
1 特別支援教育に関する知識・理解の向上				
特別支援教育に関する研修への参加率 ※名古屋市・私立を除く				
幼稚園	2022	95.2%	2028	前年度を 上回る
小学校		95.4%		
中学校		95.0%		
高等学校		93.0%		
Ⅲ 特別支援学校				
1 特別支援教育に関する研修・研究の充実				
研修の充実	2022	理解度 98.4% アンケート調査	毎年度	理解度 90%以上 アンケート調査

項目	現況		目標	
	年度	数値等	年度	数値等
(第2章 全ての教員を対象とした専門性の向上)				
IV 市町村教育委員会、県教育委員会				
2 人事交流の活性化 ※名古屋市・私立を除く				
人事交流 〔小中学校から特別支援学校へ 特別支援学校から小中学校へ 高等学校から特別支援学校へ 特別支援学校から高等学校へ〕	2023	小中→特 31人 特→小中 5人 高→特 1人 特→高 2人	毎年度	人事交流の実施
第3章 学びの場を充実するための施設・設備等の整備				
I 合理的配慮のための基礎的環境の整備と充実				
II 小中学校 ※ハーフタイム勤務の再任用教員が担当する教室数を0.5教室として計上				
「通級指導教室」の設置	2023	536.5教室	2028	設置拡大
III 特別支援学校				
1 特別支援学校設置基準に基づく教育環境の整備				
同じ年齢や学年で学級を編成する	2023	31学級 (通常学級の複式学級)	2028	通常学級の複式学級の解消
2 学校の新設や校舎の増築				
西三河北部地区新設特別支援学校の整備	2023	基本設計	2027	新設開校
名古屋東部地区新設特別支援学校の整備	2023	基本設計	2027	新設開校
3 通学環境の改善				
スクールバス車両の計画的な更新 (肢体不自由特別支援学校)	2023	対象車両6台のうち3台	毎年度	対象車両の順次更新
6 老朽化や防災への対応				
体育館の空調整備 (全ての特別支援学校)	2023	55.9%	2028	100%
第4章 卒業後の生活への円滑な移行				
I 大学等の高等教育機関との連携				
卒業生の進学情報の発信 (在校生・保護者向け)	2023	-	2028	進学実績全ての情報発信
II 関係機関と連携した就労支援				
2 就労先の拡大				
特別支援学校高等部卒業生の一般就労の就職率	2022	就職希望者に対して 92.9%	2028	就職希望者に対して 100%
就労アドバイザーによる就労先等訪問件数	2022	765件	2028	前年度を上回る

第2期愛知県特別支援教育推進計画(2019～2023年度)における達成状況

項目	現況		目標	
	年度	数値等	年度	数値等
第1章 多様な学びの場における支援・指導の充実				
1 全ての校種に期待される学びの場としての役割				
2 幼稚園・保育所等、小中学校				
1 校(園)内支援体制の充実				
校(園)内支援体制を支える専門研修の充実	2023	13講座	2023	毎年度
2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上 (特別な支援を必要とする幼児児童生徒対象) ※名古屋市・私立を除く				
個別の教育支援計画作成率				
幼稚園	2022	97.8%	2023	100%
小学校		88.1%		
中学校		89.4%		
(通常の学級)				
個別の指導計画作成率				
幼稚園	2022	100%	2023	100%
小学校		88.5%		
中学校		86.7%		
(通常の学級)				
支援情報の引継ぎ率 ※名古屋市立中学校を除く				
公立中学校から高等学校等への引継ぎ	2023	74.8%	2023	100%
3 適切な教育支援の推進				
早期教育相談体制の充実	2023	県内7会場	2023	毎年度
4 特別支援学校との連携強化				
障害種別に応じた教育充実強化モデル事業の実施	2023	1市	2023	毎年度
5 関係機関によるネットワークの形成				
市町村特別支援教育連携協議会の実態調査、取組の発信	2023	調査実施	2023	毎年度

項目	現況		目標	
	年度	数値等	年度	数値等
(第1章 多様な学びの場における支援・指導の充実)				
3 高等学校				
1 校内支援体制の充実 (特別な支援を必要とする生徒対象) ※名古屋市立中学校を除く				
支援情報の引継ぎ(再掲)	2022	74.8%	2023	100%
2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上 ※名古屋市・私立を除く				
特別な支援を必要とする全ての生徒の個別の教育支援計画・指導計画の作成	2022	支援計画 74.0% 指導計画 81.8%	2023	100%
3 特別支援学校との連携強化				
交流及び共同学習への取組	2022	44校	2023	毎年度
4 特別支援学校				
1 障害の重度・重複化、多様化への対応				
中学部3年生時に重複障害学級に在籍した生徒の高等部重複学級設置(知的障害特別支援学校)	2022	実態に応じ設置	2023	実態に応じ設置
2 地域における教育的資源の有効的な活用				
モデル事業の教育的効果	2022	視覚障害 知的障害	2023	他障害種への 拡充
3 医療的ケアの充実				
医療的ケアが必要な児童生徒数に応じた看護師の配置	2022	看護師 97人 (常勤 14人 非常勤 83人)	2023	配置拡大
4 外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒への対応				
語学支援員の配置	2022	1,427時間	2023	必要時応じて 配置
5 児童生徒への心のケア				
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	2022	SCを5校、 SSWを2校 の拠点校に 配置	2023	拠点校配置
6 専門的知識をもった人材活用				
歩行訓練士、作業療法士等の外部人材の配置	2022	—	2023	配置拡大

項目	現況		目標	
	年度	数値等	年度	数値等
第2章 教員の専門性の向上				
1 全ての校種に求められる幅広い専門性				
2 幼稚園・保育所等、小中学校				
1 研修の充実				
特別支援教育に関する研修への参加率 ※名古屋市・私立を除く				
幼稚園	2022	95.2%	2023	前年度を上回る
小学校		95.4%		
中学校		95.0%		
義務教育学校		98.2%	—	—
2 特別支援学校との連携強化				
モデル事業の教育的効果（再掲）	2023	知的障害	2023	他障害種への拡充
3 特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上	2022	25.9%	2023	全国平均を上回る
4 リーダーとなる人材の育成 ※名古屋市・私立を除く				
人事交流 〔小中学校から特別支援学校へ 特別支援学校から小中学校へ〕	2023	小中→特 31人 特→小中 5人	2023	前年度を上回る
3 高等学校等				
1 研修の充実 ※名古屋市・私立を除く				
特別支援教育に関する研修への参加率	2022	93.0%	2023	前年度を上回る
2 専門性の更なる向上 ※名古屋市・私立を除く				
人事交流 〔高等学校から特別支援学校へ 特別支援学校から高等学校へ〕	2023	高→特 1人 特→高 2人	2023	毎年度
4 特別支援学校				
1 研修の充実	2023	理解度 98.4% アンケート調査	毎年度	理解度 90%以上 アンケート調査
2 特別支援学校のセンター的機能の強化				
県立高等学校における通級による指導への支援	2023	6校	2023	設置拡大
3 人事交流の活性化（再掲） 〔小中学校から特別支援学校へ 特別支援学校から小中学校へ 高等学校から特別支援学校へ 特別支援学校から高等学校へ〕	2023	小中→特 31人 特→小中 5人 高→特 1人 特→高 2人	2023	前年度を上回る
4 研究の充実	2023	・モデル事業 視覚障害・知的障害 ・入院児童等体制整備事業（大府）	2023	前年度を上回る
5 特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上	2022	89.9%	2020	100%

項目	現況		目標	
	年度	数値等	年度	数値等
第3章 教育諸条件の整備				
1 共生社会の実現に向けた基礎的環境整備及び合理的配慮の充実				
2 幼稚園・保育所等、小中学校				
	小中学校への特別支援学級の設置	2023	4,203 学級	2023 設置拡大
3 高等学校等				
	「通級指導教室」の設置	2023	6 校	2023 設置拡大
4 特別支援学校				
1 特別支援学校の整備				
	西三河南部地区新設特別支援学校の整備 (知的障害、肢体不自由併設)	2022	開校	2022 新設開校
	空調設備整備 (全ての県立特別支援学校 ：普通教室・特別教室)	2020	100% 1,712/1,712 室 普：1,126/1,126 特：586/586	2020 100%
2 通学環境の改善				
	スクールバス車両の更新 (肢体不自由特別支援学校)	2023	3 台	毎年度 対象車両の順次更新
第4章 卒業後の生活へのスムーズな移行				
1 卒業後における自立と社会参加の促進				
2 大学等高等教育機関との連携				
	卒業生の進学情報の発信 (在校生、保護者)	2019	—	2023 実績に応じ 100%
3 関係機関と連携した就労支援				
2 就労先の拡大				
	特別支援学校高等部卒業生の一般就労の就職率	2022	36.6%	2023 50%以上
	就労支援アドバイザーによる就労先訪問件数	2022	765 件	2023 前年度を上回る
4 特別支援教育の生涯学習化				
	生涯学習情報システム「学びネットあいち」トップページのアクセス件数	2022	135,112 件	毎年度 前年度を上回る

特別支援教育の充実に向けた動き

本県における特別支援教育の充実に向けた動き

- 2011年6月 あいちの教育に関するアクションプランⅡ
 ー愛知県教育振興基本計画ー
 「特別支援教育の充実」についての取組の方向と施策の展開として、特別支援教育体制の充実や知的障害養護学校の過大化の解消などを示しました。
- 2014年3月 愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）
 校種ごとの特別支援教育の推進や就労支援の充実に向けた推進方策などを示しました。
- 2015年12月 愛知県障害者差別解消推進条例の制定
 2016年4月施行の障害者差別解消法の趣旨を広く県民に周知し、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしました。
- 2015年12月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する愛知県立学校職員対応要領の制定
 障害者差別解消法の施行に先駆け、愛知県障害者差別解消推進条例の規定に基づき、県立の高等学校及び特別支援学校の職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的として、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて定めました。
- * 2016年1月、県内の公立小中学校、高等学校及び特別支援学校に「障害者の権利に関する条約への対応を踏まえた特別支援教育の推進について」の通知を発出し、条約と関係法令の内容を周知し、理解を促しました。
- 2016年2月 あいちの教育ビジョン2020 ー第三次愛知県教育振興基本計画ー
 「特別支援教育の充実」について、施策体系と施策の展開として、一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の充実や特別支援学校の整備及び通学環境の改善、インクルーシブ教育システムの構築などを示しました。
- 2016年10月 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定
 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、その下に、県の責務、学校等の設置者の取組などを明らかにしました。
- 2018年12月 第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）
 共生社会の実現に向け、校種間の連続性（つながり）を意識した、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援方策などを示しました。

- 2021年2月 あいちの教育ビジョン2025 –第四次愛知県教育振興基本計画–
 「特別支援教育の充実」について、施策の展開として、①多様な学びの場における支援・指導の充実、②教員の専門性の向上、③教育諸条件の整備、④卒業後の生活へのスムーズな移行を示しました。

- 2024年2月 第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）

国における特別支援教育の充実に向けた動き

- 2007年4月 学校教育法の一部改正
 盲学校・聾学校・養護学校を特別支援学校に一本化すること、特別支援学校は小中学校・高等学校等への助言・支援に努めること、小中学校等において障害のある児童生徒等に対する適切な教育を行うこと等が規定されました。
- 2011年8月 障害者基本法の一部改正
 「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」との内容が示されました。
- 2012年7月 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会 報告）
 インクルーシブ教育システム構築に向けた就学先決定の仕組みの見直し、交流及び共同学習の充実等、今後の特別支援教育の在り方が示されました。
- 2013年9月 学校教育法施行令の一部改正
 障害の程度が、同令第22条の3に該当する視覚障害者等について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としていたこれまでの規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することとなりました。
- 2014年1月 障害者の権利に関する条約に批准（2014年2月発効）
 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。本条約の締結により、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されることとなりました。
- 2016年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（2013年6月公布）
 「地方公共団体は障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」ことが示され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮不提供の禁止が法的義務となりました。

- 2016年5月 発達障害者支援法の一部改正（同年8月施行）
 「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。
- 2017年3月 幼稚園教育要領及び小中学校学習指導要領の改訂
 2017年4月 特別支援学校学習指導要領の改訂
 2018年3月 高等学校学習指導要領の改訂
 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成する、各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫をすることや障害児理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習の推進など、特別支援教育に関する記述が改訂前より充実しました。
- 2018年4月 高等学校における通級による指導の制度化
- 2021年5月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部改正（2024年4月施行）
 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へ改められました。
- 2021年6月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の一部改正（同年9月施行）
 医療的ケア児及びその家族に対する支援について、地方公共団体の責務及び学校の設置者の責務が定められるとともに、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアを受けられるように措置を講ずるなど、教育体制の拡充等を図ることとされました。
- 2021年9月 特別支援学校設置基準の制定（2022年4月施行、編成並びに施設及び設備に関する規定については2023年4月施行）
 学校教育法3条に基づく設置基準として、一学級の幼児児童生徒数、教諭等の数、校舎に備えるべき施設、校舎の面積、運動場の面積等、特別支援学校を設置するために必要な最低の基準が示されました。
- 2022年9月 障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見公表
 分離特別教育を終わらせることを目的とし、障害のある子供がインクルーシブ教育を受ける権利を認識することや、全ての障害のある子供に対して通常の学校へのアクセシビリティを確保することなどが、国に要請されました。

第3期愛知県特別支援教育推進計画検討会議及び策定経過

1 第3期愛知県特別支援教育推進計画検討会議設置要綱

(目的)

第1 「第3期愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン2028)」を検討するため、第3期愛知県特別支援教育推進計画検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

(構成)

第2 検討会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体等関係者
- (3) 就労関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 市町村教育委員会関係者
- (6) P T A関係者
- (7) 行政関係者

(座長及び副座長)

第3 検討会議には、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、構成員の中から互選する。

3 座長は、検討会議を総括し、その進行に当たる。

4 副座長は座長を補佐し、座長が不在のとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(検討会議の招集)

第4 検討会議は、愛知県教育委員会事務局長(以下「事務局長」という。)が招集する。

(幹事)

第5 検討会議に幹事を置く。幹事は、検討会議の事務について委員を助ける。

2 幹事の構成員は、事務局長が別に定める。

(意見聴取)

第6 検討会議は、必要があると認めたとき、その構成員以外から出席を求めて意見を聴くことができる。

(ワーキング会議)

第7 事務局長は、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校、特別支援学校に関する専門事項について検討等を行う必要があると認めたときは、検討会議にワーキング会議を置くことができる。

2 ワーキング会議の構成員及び委員長は、事務局長が別に定める。

(検討会議の公開)

第8 検討会議は、座長の判断により、検討会議の一部又は全部を公開しないことができる。

(庶務)

第9 検討会議に関する庶務は、愛知県教育委員会特別支援教育課において処理する。

(会議録)

第10 検討会議は、会議録を作成し、その保存期間は5年とする。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、2023年5月1日から施行し、2024年3月31日をもって廃止する。

2 第3期愛知県特別支援教育推進計画検討会議委員名簿（50音順、敬称略）

氏 名	所 属 等
池田紀代美	愛知県国公立幼稚園・こども園長会会長 (名古屋市立第一幼稚園長)
石井 利和	愛知県公立高等学校PTA連合会長 (愛知県立横須賀高等学校PTA会長)
岩原 明彦	愛知県経営者協会専務理事兼事務局長
内村 紀子	愛知県知的障害者育成会会長
緒方 武俊	愛知県福祉局福祉部長
荻野 義昭	愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会会長
柏倉 秀克	桜花学園大学副学長 <座長>
小林 歩美	愛知県公立特別支援学校PTA連絡協議会会長 (刈谷市立刈谷特別支援学校PTA会長)
小林 整次	愛知県公立高等学校長会会長 (愛知県立旭丘高等学校長)
澤木貴美子	愛知県町村教育委員会教育長代表 (扶桑町教育委員会教育長)
柴田麻里子	愛知県小中学校PTA連絡協議会副会長 (尾張旭市立渋川小学校PTA会長)
鈴木 雅雄	愛知県社会福祉協議会会長
鈴木 能成	愛知県特別支援学校長会会長 (愛知県立豊川特別支援学校長)
高橋 脩	豊田市福祉事業団理事長
田中 信治	キャリア教育・就労支援推進委員会委員 (日本ガイシ株式会社人事部 採用グループマネージャー)
都築 孝明	愛知県小中学校長会会長 (幸田町立坂崎小学校長)
花島 紀秀	愛知県自閉症協会・つぼみの会理事
林 文敏	愛知県私学協会副会長 (学校法人名工学園 名古屋工業高等学校長)
古江 俊博	愛知労働局職業安定部職業対策課長
枘田 勝	名古屋市教育委員会指導部長
松村 光洋	愛知県都市教育委員会教育長代表 (北名古屋市教育委員会教育長)
森 英輝	愛知県労働局就業推進監
山口 高広	愛知県中小企業団体中央会会長
山口智絵子	愛知県県民文化局県民生活部長
横井 純	愛知県福祉局子ども家庭推進監
吉田 伸一	愛知県特別支援教育推進連盟理事長
吉村 匡	名古屋学芸大学特任教授 <副座長>

ワーキング会議〔幼稚園・保育所、小中学校部会〕委員名簿（50音順、敬称略）

氏名	所属等
安楽 孝幸	愛知県教育委員会特別支援教育課長 <委員長>
池田紀代美	愛知県国公立幼稚園・こども園長会会長（名古屋市立第一幼稚園長）
河部 拓	三河教育研究会特別支援教育部会長（新城市立八名小学校長）
北村 信人	愛知県社会福祉協議会保育部会長（社会福祉法人三幸会 猿渡保育園長）
鬼頭 香代	名古屋市小中学校長会特別支援教育委員会委員長 （名古屋市立西福田小学校長）
後藤 達也	愛知県西三河教育事務所指導主事
鈴木 悟志	尾張部特別支援教育研究協議会会長（東浦町立西部中学校長）
馬場梨恵子	愛知県尾張教育事務所指導主事
半田 憲生	愛知県小中学校長会特別支援教育委員会委員長（西尾市立鶴城中学校長）
藤井 徹	愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長
水越 省三	公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟会長 （学校法人葵学園 葵名和幼稚園長）

ワーキング会議〔高等学校部会〕委員名簿（50音順、敬称略）

氏名	所属等
石積 紀尚	愛知県小中学校長会進路委員会委員長（豊橋市立牟呂中学校長）
牛山 美奈	通級指導実施高等学校長（愛知県立高浜高等学校長）
加藤 満明	モデル事業実施高等学校長（愛知県立小牧工科高等学校長）
北島 淳	愛知県公立高等学校長会副会長（愛知県立名古屋特別支援学校長）
小林 整次	愛知県公立高等学校長会長（愛知県立旭丘高等学校長）
杉本 明隆	愛知県立衣台高等学校長（前 愛知県立豊田高等特別支援学校長）
鈴木 孝文	愛知県公立高等学校長会幹事〔定通〕（愛知県立城北つばさ高等学校長）
橋本 具征	愛知県教育委員会高等学校教育課長 <委員長>
林 文敏	愛知県私学協会副会長（学校法人名工学園 名古屋工業高等学校長）
横江 正明	名古屋市立高等学校長代表（名古屋市立若宮商業高等学校長）

ワーキング会議〔特別支援学校部会〕委員名簿（50音順、敬称略）

氏名	所属等
安楽 孝幸	愛知県教育委員会特別支援教育課長 <委員長>
犬飼 保夫	愛知県特別支援学校長会知的障害特別支援学校長代表 (愛知県立瀬戸つばき特別支援学校長)
岩田 直人	愛知県特別支援学校長会聾学校長代表(愛知県立一宮聾学校長)
小林 紀彦	愛知県特別支援学校長会病弱特別支援学校長 (愛知県立大府特別支援学校長)
澤田 圭紀	愛知県労働局就業促進課長
鈴木 能成	愛知県特別支援学校長会会長(愛知県立豊川特別支援学校長)
成瀬 通彦	愛知県特別支援学校長会盲学校長代表(愛知県立岡崎盲学校長)
畑中 悦子	愛知県特別支援学校長会肢体不自由特別支援学校長代表 (愛知県立ひいらぎ特別支援学校長)
花木 俊敬	愛知県労働局産業人材育成課長
山本 伸吾	名古屋市立特別支援学校長代表(名古屋市立南特別支援学校長)

3 第3期愛知県特別支援教育推進計画の策定経過

時 期	会 議 等
2022年 7月13日	第1回推進計画策定準備会議
2023年 1月23日	第2回推進計画策定準備会議
5月30日	第3回推進計画策定準備会議（特別支援学校部会）
5月31日	第3回推進計画策定準備会議（高等学校等部会）
6月1日	第3回推進計画策定準備会議（幼稚園・保育所、小中学校部会）
7月3日	第1回推進計画検討会議
7月24日	第1回ワーキング会議（特別支援学校部会）（高等学校等部会）
7月26日	第1回ワーキング会議（幼稚園・保育所、小中学校部会）
9月4日	第2回推進計画検討会議
10月17日から 11月17日まで	パブリック・コメント
12月14日	第2回ワーキング会議（特別支援学校部会）
12月15日	第2回ワーキング会議 （幼稚園・保育所、小中学校部会）（高等学校等部会）
2024年 1月15日	第3回推進計画検討会議
2月5日	教育委員会会議に報告

第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン 2028）
～共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実～

2024年2月
愛知県・愛知県教育委員会

愛知県教育委員会特別支援教育課

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：(052) 954-6791（ダイヤルイン）

FAX：(052) 954-6964

メール：tokubetsushienkyoiku@pref.aichi.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tokubetsushienkyoiku/

第3期愛知県特別支援教育推進計画

(愛知・つながりプラン2028)

～共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実～

概要版



2024年2月

愛知県・愛知県教育委員会

計画の概要

1 基本的な考え方

- 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
 - ・ 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
 - ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実・整備

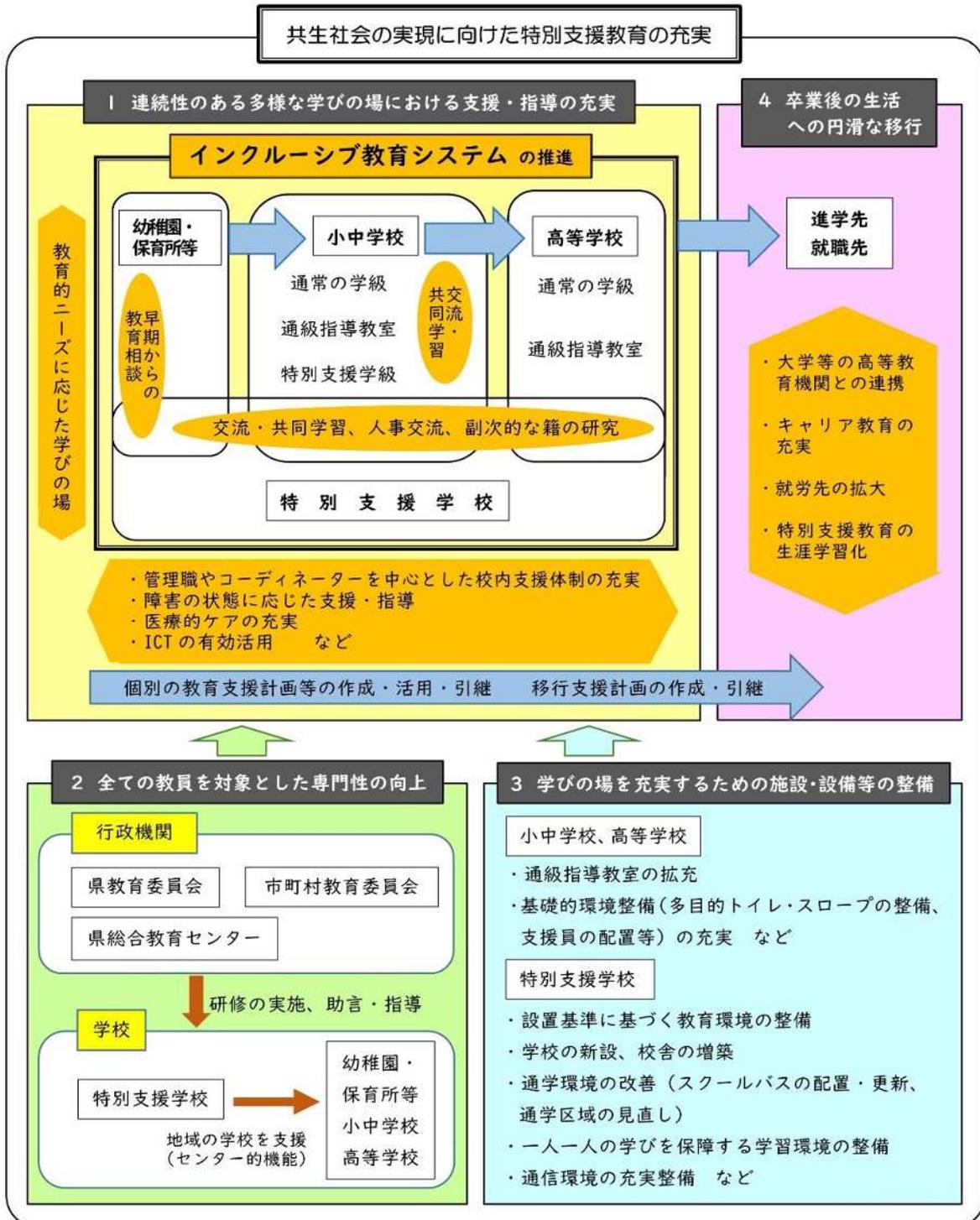
2 四つの柱

- 1 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実
- 2 全ての教員を対象とした専門性の向上
- 3 学びの場を充実するための施設・設備等の整備
- 4 卒業後の生活への円滑な移行

3 計画期間

- 2024年度から2028年度まで(5年間)

○ 計画の概要図



主な取組

1 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

- ・管理職や特別支援コーディネーターを中心とした校(園)内支援体制の充実(幼・保、小中、高)
- ・個別的教育支援計画・指導計画の活用及び引継率の向上(中→高の引継ぎルール化等)(幼・保、小中、高、特支)
- 【新規】・市町村が特別支援学校(小中)を新設した場合の、高等部段階も地域で学べる方策の検討(特支)
- (拡充)・医療的ケアの体制や支援の強化、研修の充実(小中、高、特支)
- 【新規】・医療的ケア児の通学や校外学習への看護師付添い事業の推進(特支)
- 【新規】・副次的な籍の設置に向けたモデル事業の実施(小中、特支)
- ・病弱の児童生徒を対象としたモデル事業の実施(小中、特支)
- 【新規】・「通級による指導」を開始する際の手引きの作成の検討(高)
- 【新規】・就学・就労支援などの各種案内の多言語に対応した情報提供サービスの実施(特支)

2 全ての教員を対象とした専門性の向上

- ・特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上(小中、特支)
- ・ユニバーサルデザイン化を前提とした授業の推進(小中、高、特支)
- (拡充)・職務や経験年数に応じた体系的・実践的研修の充実(幼・保、小中、高)
- (拡充)・知的発達に遅れのない発達障害等に関する専門性の向上に向けた研修の充実(小中、高)
- (拡充)・特別支援学校のセンター的機能の強化(発達障害理解の推進、教育相談技術の向上等)(特支)
- 【新規】・総合教育センター所員による特別支援学校の教育相談担当者へのサポート(特支)
- (拡充)・人事交流の活性化による特別支援教育の推進者となる人材の育成(小中、高)

3 学びの場を充実するための施設・設備等の整備

- ・合理的配慮事例集の追加・更新(小中)
- 【新規】・中学生・保護者の県立高等学校入学前の相談窓口設置の検討(高)
- 【新規】・全ての県立特別支援学校へのエレベーター設置に向けた検討(特支)
- ・通級指導担当教員の基礎定数化実施に向けた教室の適切な設置(小中)
- 【新規】・特別支援学校設置基準を踏まえた学級編制の改善(特支)
- (拡充)・特別支援学校の新設による教室不足及び長時間通学の解消(特支)
- ・通学区域の見直しによる長時間通学の解消(特支)
- 【新規】・訪問教育実施校における分身ロボットの整備の検討(特支)
- 【新規】・VR(仮想現実)やAR(拡張現実)の活用に向けた研究(特支)
- ・訪問教育先でのICT通信環境の改善(特支)
- 【新規】・全ての特別支援学校体育館への空調設備の設置(特支)

4 卒業後の生活への円滑な移行

- ・入試や進学後の支援に関する情報発信などの大学等進学支援(高、特支)
- (拡充)・高等部「職業コース」の実習受入企業の拡大や内容の充実(特支)
- 【新規】・社会のニーズに応じた作業学習のカリキュラムや職業技能検定の開発(特支)
- 【新規】・卒業後に適切な福祉サービスが受けられるようにするための情報提供(中、高)
- ・就労アドバイザーの増員を含めた地域ごとの適切な配置(特支)
- ・民間企業との連携による在宅就労支援(特支)
- ・企業向け学校見学会の開催(特支)
- ・生涯を通じた教育、スポーツ、文化芸術等への参加支援(小中、高、特支)
- 【新規】・卒業後の学び直しの機会を創出するための学習支援のあり方の検討(特支)



愛知県教育委員会 特別支援教育課

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tokubetsushienkyoiku/>